

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 森 誠一

## 1 日 時

令和元年9月30日（月） 午前10時33分から  
午後 3時23分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

森誠一、濱田洋、井上伸史、土居昌弘、羽野武男、藤田正道、吉村哲彦、猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 宮迫敏郎、  
病院局長 田代英哉 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第89号議案及び第90号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。  
請願1については、継続審査とすることを、全会一致をもって決定した。
- (2) 第86号議案及び第87号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 公社等外郭団体の経営状況等について、大分県長期総合計画の実施状況について、大分県立病院の組織改正について及び公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也

政策調査課政策法務班 主査 熊野彩

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和元年9月30日（月）10：30～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 生活環境部関係

10：30～12：00

### (1) 合議議案件の審査

第 87号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

請 願 1 安定ヨウ素剤の配布について

### (3) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況等について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③第3次大分県環境基本計画の実施状況について

④第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について

⑤大分県長期総合計画の変更について

⑥第3次大分県環境基本計画の変更について

⑦大分県人権尊重施策基本方針の改定について

⑧大分県地域防災計画の修正について

⑨安全・安心まちづくり条例の一部改正に向けた県民意見の募集について

### (4) その他

## 3 病院局関係

13：00～13：30

### (1) 合議議案件の審査

第 86号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

### (2) 諸般の報告

①大分県立病院の組織改正について

②大分県長期総合計画の実施状況について

### (3) その他

## 4 福祉保健部関係

13：30～15：30

### (1) 付託案件の審査

第 89号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

第 90号議案 大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について

### (2) 諸般の報告

- ①公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について
  - ②公立大学法人大分県立看護科学大学の平成30事業年度の業務実績に関する評価結果について
  - ③公社等外郭団体の経営状況等について
  - ④大分県長期総合計画の実施状況について
  - ⑤大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期）」の実施状況について
  - ⑥大分県長期総合計画の変更について
  - ⑦大分県地域福祉基本計画の策定について
  - ⑧大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）」の策定について
  - ⑨大分県医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の策定について
  - ⑩大分県社会的養育推進計画の策定について
  - ⑪無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）の制定について
- (3) その他

## 5 協議事項

15:30～15:35

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**森委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件、請願1件及び総務企画委員会から合い議がありました議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

なお、本日は井上委員が少し遅れていますので、先に次第の(3)諸般の報告の①公社等外郭団体の経営状況等についてを行った後、次第の(1)合い議案件の審査に戻りたいと考えていますが、委員の皆さま、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、そのように進めます。

それでは、諸般の報告の①公社等外郭団体の経営状況等について、説明をお願いします。

**榎山食品・生活衛生課長** 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を報告します。県出資法人等の経営状況報告概要書2ページの目次を御覧ください。

当部が所管する団体は、出資比率が25%以上等の指定団体である8番の公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターと、次のページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体である5番の公益財団法人大分県環境管理協会の合計2団体となっています。

このうち、食品・生活衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況を報告します。13ページをお開きください。

項目2のとおり、県の出資金は200万円で、出資比率は40.0%となっています。

項目3の事業内容ですが、本センターは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されています。主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業者の経営の健全化についての相談及び指導や景

気動向調査、後継者育成支援を行っています。

項目4番の30年度決算状況を御覧ください。左側一番上の経常収益は、1,936万3千円となっており、そのうち1,738万4千円が国及び県からの補助金であり、収入の約9割を占めています。なお、左側一番下の当期正味財産増減額は15万8千円の増額となっています。

次に項目5番の問題点及び懸案事項、並びに項目6番の対策及び処理状況を御覧ください。飲食業を中心に、生活衛生関係営業の開業者が増加している一方で、各組合への加入率が減少しています。組合と連携することで効率的な相談や指導等が行えるとともに、事業者自身にも低い利率で融資を受けられるなどメリットがあることから、組合への加入を促進していく必要があります。これを受けてセンターでは、組合の情報を記載したパンフレットを作成し、融資相談や新規開業に係る相談の際に活用することで、組合加入を促しています。さらには、組合に対しても若手組合員育成セミナーを開催するなど、加入の促進を図っています。

**梶原循環社会推進課長** 次に、循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況について報告します。37ページの3事業内容を御覧ください。

この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

4の30年度決算状況を御覧ください。経常収益は4億4,315万1千円となっており、当期正味財産増減額は1,171万2千円の増額となっています。

次に5問題点及び懸案事項、並びに6対策及び処理状況を御覧ください。法定検査とは、浄化槽管理者に義務付けられたもので、浄化槽が適正に維持管理が行われ、本来の機能を発揮し、適切に排水処理が行われているかどうかを確認するものです。受検率については、平成30年

度はやや改善していますが、引き続き受検率の向上につながる取組の強化を図ります。また、単独処理浄化槽については、し尿のみを処理し、台所や風呂などの排水は処理しないため、河川などへの負荷が大きいことから、県としても合併処理浄化槽への転換を進めているところです。転換に際しては、国、県、市町村が行う補助に上乘せして、協会独自の補助事業も実施しているところです。今後も合併処理浄化槽への転換を促進する必要があるので、継続して実施することとしています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

**濱田副委員長** 13ページの生活衛生営業指導センターですが、床屋などの理容関係はどんどん減っていると思うし、うちの周りでももう1軒ぐらいしかなくなったんですけども、美容室は増えています。さきほど会員数を増加させるといった話がありましたが、美容室はどんどん増えている状況を踏まえて、加入促進についてはどんな考え方で、どういった方向で進めていくのかお聞かせください。

**檜山食品・生活衛生課長** 実は理容も美容も今はそれほど増えていません。営業施設数で申し上げますと、理容室は29年度は1,500軒、30年度が1,461軒、31年度が1,455軒と僅かに減っており、組合員の数は、29年度は596軒、30年度が565軒、31年度が546軒と、これも僅かに減っている状況で、加入率は大体39%から37%となっています。

一方、美容室については、カリスマ美容師が話題を呼んだ時期は結構増えていたんですが、今も微増です。営業施設数で申し上げますと29年度が2,840軒、30年度が2,957軒、31年度が3,010軒と微増の状況です。一方、組合員数は29年度は916軒、30年度が887軒、31年度が856軒と、これも若干減っており、組合加入率もそれぞれ32%、30%、28%と少しずつ減っている状況です。

理容業については、学校もなくなり、国家試験も今、大分県では実技試験がない状況で、福

岡で試験を受けるしかない状況になっています。美容業については、まだ学校があるので実技試験もやっています。

生活衛生営業指導センターが後継者の育成事業等で美容室の若い方などに対する取組も行っているところですが、なかなか決め手がなく、こうした少しずつ減っている状況になっています。

**濱田副委員長** 減っているから、今は加入率が30%台ですね。せめて50%を目指すためにどんな方法でやろうとしているの。

**檜山食品・生活衛生課長** さきほども申し上げたとおり、組合へ加入するメリット、例えば融資面であるとか、法律が変わったときの情報等も早く入ります。もちろん組合費もかかりますが、それ以上のお得感を出していき、加入率を増やしていくために事業を進めているところです。

**猿渡委員** 今のお話なんですけれども、パンフレットを作成し、と書いてるんですけど、今の若い人の情報源はインターネットが主になっていると思うので、インターネットでのPRとか情報発信とか、そういうことはされているんでしょうか。されていなければ、考えたらいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

**檜山食品・生活衛生課長** ネットでの情報発信については確認していませんが、青年組合を作って若者を中心に組合加入を促進するような運動はしています。また、生活衛生営業指導センターのホームページはありますが、組合そのもののホームページは今ないので、それも今からの検討課題だと思っています。

**土居委員** 環境管理協会の件です。いつも質問していますが、11条検査と7条検査があって、県民の皆さんからいろいろと不平、不満の声をいただくんですよね。下水道を管理するところは下水道使用料で賄われていますけれども、浄化槽については、7条は受けるけども、11条ね。6割は払っていないんですよ。不公平だ、何とかならんかという御意見をいつもいただくんです。ここを何とかする手立てはないのか。もし、これがだめであれば6割の人が11条の

分は払っていないので、県民の皆さんを説得して、7条と合わせて11条も受検することを義務としてもらうような手立てとか、何かいい方法を考えていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

**梶原循環社会推進課長** これまでも環境管理協会と連携しながら、土居委員から御指摘のあった受注検査の未受検者の対策を講じてきていますが、来年4月1日に改正浄化槽法が施行されます。これに向けて現在、国で施行規則の内容を詰めているんですが、その改正の中で浄化槽台帳の整備が法律に明文化されています。浄化槽台帳の精度について、例えば清掃業者から顧客情報を提供していただき台帳の精度を高めていく。それから単独浄化槽でも本来の機能が発揮できていないようなものをしっかりと把握する中で、引き続き受注検査の受検率が上がるよう努力していきます。

**羽野委員** 同じ質問をしようと思ったんですけど、通常、自分で契約している7条検査の業者に対して、11条は協会が頼んだ検査員が来ると思うんですけども、それはどういったところに頼んでいるんですか。市内の別業者とかになるんですか。

**梶原循環社会推進課長** 7条も11条も法定検査については、環境管理協会の職員である検査員がいるため、その職員が必ず現地に伺い、外観検査、書類検査、水質調査、いわゆるBOD検査をします。そういう検査を職員自らがやっています。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、改めて次第の(1) 合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第87号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**大城消防保安室長** 第87号議案のうち、消防保安室に係る高圧ガス関係事務について説明します。委員会資料1ページをお開きください。

高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス保安法で定める資格ごとに、資格取得のための試験制度を設けています。各試験の手数料については、国が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令により全国一律となっていますが、金額については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合は、それぞれの手数料を減額しています。

今回、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称の変更及び条文の改正による条ずれの発生により、大分県使用料及び手数料条例の別表第3の高圧ガス関係事務の項の備考中にある行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、施行については政令により別に定められる予定です。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査に入ります。

請願1 安定ヨウ素剤の配布について審査を行います。本請願については福祉保健部薬務室にも関係するため、北村薬務室長にも出席していただいていることを申し添えます。それでは執行部の説明を求めます。

**佐藤危機管理室長** 安定ヨウ素剤の配布に関する請願について説明します。お手元の請願文書

表1 ページをお開きください。

本県は、四国電力伊方発電所から最短で約45キロメートルに位置し、原子力施設からおおむね半径30キロメートルとする原子力災害対策重点区域の圏外ですが、万一の事態に備え、国の原子力災害対策指針を踏まえ、速やかに実効性のある防護措置が実施できるように、平成26年3月に大分県原子力災害対策実施要領を作成しています。

国の指針では、30キロメートル圏外の地域は屋内退避で対応することになっており、それを踏まえ、県の実施要領においても屋内退避を防護対策の基本としているところです。

万一の場合、安定ヨウ素剤の服用が必要となるかどうかは、原子力規制委員会が判断することになります。その判断に基づき、国の原子力災害対策本部長からの服用等の指示により、原則として医師の立会いの下で、住民への配布及び服用を県が実施します。

安定ヨウ素剤は、放射性物質に対する万能の治療薬ではなく、甲状腺以外の内部被ばく及び外部被ばくには効果がありません。また、年齢や服用の時間によって効果に違いがあるため、適切なタイミングで服用するためには、事前配布ではなく、避難時の配布、服用が有効であると考えています。

なお、安定ヨウ素剤は、丸剤として大人1万人分、粉末剤として小児用1万人分を公益社団法人大分県薬剤師会に備蓄しています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**猿渡委員** 今の説明は屋内退避することになっており、適切なタイミングで配布するためには、災害が起きてからのタイミングが適切だという内容だったと思います。しかし、日本医師会が平成30年2月に改訂した安定ヨウ素剤の服用ガイドブックを拝見すると、放射性ヨウ素にさらされる前の24時間以内に安定ヨウ素剤を服用した場合は90%以上の抑制効果があり、放射性ヨウ素を吸入した8時間後は40%、24時間後は7%まで抑制効果が下がると書いてあ

ります。

私は福島には行っていませんが、中越地震の後に現地を訪問してボランティアで物資を配布したりとか、東日本大震災の後も、塩竈に伺っているようなボランティア活動に参加したことがあります。あのような混乱した時に必要な物資を必要な場所に届けることは大変困難であることを現場で実感しました。しかも副作用とかもあつたり、服用に適さない方や慎重に投与しなければならぬ方もいらっしゃるわけですよ。災害で混乱している中では、病院なども大変な混乱となる場合も多いですが、その辺の判断や説明がきちんとしてできるのかとも思うわけです。

また、屋内退避と言いますが、3年半前の熊本地震のような大きな地震があれば、やはり皆さんは怖くて屋外に出ます。余震が何度もあるので家の中にいるのが怖くて、実際に屋外で夜を過ごした方も多かったです。体育館などの避難所に避難もしますが、家の前の道路で過ごした方もたくさんいました。やはり実際の災害現場になると、そういう事態は大いに想定されると思うんです。

そういう中で、保管している場所から運んで配布するということですが、災害が起きた時点で緊急に配布しなければ間に合いません。安定ヨウ素剤も事前に飲まなければ効果は薄れるので、現状の体制では大変難しいと思います。この請願には、そういった本当に心配されている内容が書かれており、私自身も確かにそういう思いを持ちます。ですから、ぜひ採択すべきだと思いますし、執行部としてもそういう立場を取るべきだと思いますが、どうでしょうか。

**土居委員** 関連して、そのヨウ素剤の今考えている配布方法と配布にかかる時間とか、その辺りを教えてください。

**佐藤危機管理室長** さきほども説明しましたが、本県は伊方発電所からはかなりの距離があります。基本的に国の考え方では、万が一、放射性物質が飛来したとしても、屋内退避で防御措置ができるとされています。他方で、5キロメートルという非常に近い圏内では、放射性物質の



濃度の高い中を避難していくことが想定されているため、安定ヨウ素剤の服用が必要となっています。

また、安定ヨウ素剤については、全ての放射性物質に効果があるわけではありません。甲状腺への放射性ヨウ素の内部被ばくによるのみ効果があり、それ以外には効果がなく、年齢では40歳以上の方には効果がないとされています。あるいは服用時間、服用するタイミングも非常に難しいものですが、さきほど申し上げたとおり、本県は伊方発電所から一定の距離にあります。すぐ放射性物質が来るわけではなく、例えば3日後など数日後に飛来が想定される場合については、気象状況など、放射性物質がどの方向に向かうかという部分もしっかり分析した上で、関係する地域には、避難所等で配布する形になるかと思っています。その場合は、当然、医師の立会いなどが必要になっているので、医師、薬剤師の配布チームを作った上で、避難所などに持参し、配布となります。

**土居委員** チームを作ってというのは分かりましたが、具体的にどういった配り方を想定しているのか。対象の人に配り終えるまでにどれぐらいの時間がかかりそうなのか、その辺はどうですか。

**佐藤危機管理室長** 国の試算では、さきほど申し上げたブルームと呼ばれるもの、雲の形になって来るまでにはかなりの時間があって、その範囲も限定的なものという想定になっています。当然、例えば風向きによって影響のある地域に安定ヨウ素剤を配布しないといけない状況になった場合は、速やかに配布する体制にしており、避難所などの集結している場所になろうかと思っています。

**牧防災局長** ヨウ素剤の配布方法ですが、基本的には保健所の職員が備蓄場所である大分県薬剤師会に取りに行き、指定される避難所まで搬入します。そちらで医師の説明の後に保健所の職員等が避難者に対してヨウ素剤を配布するというのが基本です。

**猿渡委員** その保管している場所はどこになりますか、その住所。

**牧防災局長** 大分県立病院のすぐ近くに薬剤師会があるので、そちらに保管しています。

**猿渡委員** そこから例えば佐賀関の方に運ぶ場合、災害があったときにスムーズに運べる保証はないと私は思うんです。事前配布することによって、その服用の仕方や副作用など、いろいろなことについての説明会が必要になると思います。そういう説明会をしたり、勉強会をする中で住民の意識を高めることにもつながると思うんです。保健師の方や医師は災害時にはいろいろな対応に飛び回らなければならない中で、そういう対応ができるのかということを非常に危惧しているんですが、その辺はどう考えますか。

**牧防災局長** 配布については、避難者それぞれの体の状況等を把握する必要があるため、医者による問診を受けていただいた上で、ヨウ素剤の効果、副作用なども理解していただいた後に、希望する方に配布するというやり方を取っています。

**濱田副委員長** 2万人分を薬剤師会で保管しているようですが、その保管の状況、例えば低温で保管するのか、常温で保管をしているのか。

また、基本的に何か起きたときに配布する、あるいは事前に配布する、どちらも方法としてはあろうと思います。ですが、やはり医師立会いの下で配布して飲んでもらうということであれば、事前に各家庭に配布して、事故があったときに各家庭の判断で飲んでしまう、これは大変危険な状況になるんじゃないかとも思うわけです。さきほど猿渡委員が言ったように、対象地域と思われるところには、事前に配布の方法や飲み方、あるいはいざ起きたときには何時間以内に配布しますといった広報などを自治会等を通じて周知徹底することが必要だろうと思うんです。

もし事前配布した場合、子どもがいる家庭ではどういうタイミングでどのくらいの量を飲むのか、仮に1万軒に配った場合、1万軒分の対応が逆に言えば発生するわけで、そういうことを考えると、今のいろいろな意見を聞いた中では、災害だからいろいろな状況は起こり得るけれども、飲むタイミングや管理方法などを考慮すると、

さきほど言われたとおり、事故が起きた後に配布して、服用については医師や薬剤師の立会いの下に行く方が、私は一番いいんじゃないかと感じました。そういう点を意見として申し上げます。

**羽野委員** 仮に対象者が特定されていれば、事前にその対象者に説明してから配布しておけば問題ないですね。既に事前配布している場所があるという事実と、事前にもらいたいという人がいることを考えれば、やっぱりもうちょっとそこら辺の状況も調査しながら判断していく必要があるんじゃないかと思います。災害対策では、常に最悪の事態を想定しなければいけません。最悪の事態が起きても配布できるとは言いきれない、そこは否定できないですね。そこら辺も含めて、医師の診断によらずに配布できている事実があるとすれば、それが危険なことであるなら配布されているはずがないので、そうした場所で、どのような配布方法で配布しているのかということも調査してから判断すべきじゃないかなと思います。

**猿渡委員** 長野県松本市で配布会も実施されていますし、インターネットで購入することもできるんじゃないですかね。そういう状況もあるので、事前に医師から説明を受けておき、知識を得て、意識を高めておくことも非常に大事だと思います。特に子どもがいる家庭への配布が大事になってくると思います。災害が起きたときに、そういう家庭を把握できるのか、どうやって周知、連絡するのかという問題も出てくると思うんです。その辺りは、やはり災害が起きる前の方がやりやすいし、有効期間が3年間とか、ゼリー状のもので配布していることもあるので、継続的に学習会、説明会を開催していくことを含めて、事前配布が私は大事だと考えます。

**濱田副委員長** 薬剤師会では常温で保管しているのか、あるいは何か冷蔵庫とか、そういう保管方法はどうしているんですか。

**北村薬務室長** 薬剤師会での保管方法について、丸剤は光を通さない遮光フィルムに入れて保管しています。粉末剤は25グラム瓶で20本、常温で保管しています。

**濱田副委員長** じゃあ仮に配布した場合、各家庭での保管状況をどのように指導するんですか。例えば冷蔵庫に入れる人もおるし、薬箱に入れる人もおるし、1万軒配れば1万軒の保管方法があると思うんですね。そういう場合、特に私が心配するのは、やっぱり薬ですから副作用も強いと思うんです。だから子どもやお年寄りが、よく分からないままに飲んでしまうといった事態が発生するかもしれない。事前に配布すると各家庭での管理状況が一番心配されるから、事故が起きてから対応した方がいいと言いはるんですけれども、その辺の保管状況等は各家庭でばらばらですね。そこに問題があるんじゃないかと考えておるんですが、どうですか。

**北村薬務室長** おっしゃるように特に子どもやお年寄りには誤飲、間違っ飲んでしまう可能性があると思います。やはり厳重にそういうことがないように管理をする必要があると思っています。

**佐藤危機管理室長** さきほど申し上げましたが、安定ヨウ素剤については、放射性物質のヨウ素の部分だけに効くものであり、粉末剤については劇薬指定も受けているものです。

災害が起きた場合でも、本県はある程度の距離があるので、万が一事故が起きても数日後にプルームが来ることとなります。国の原子力規制庁のシミュレーションでは、伊方発電所3号機で、福島のような過酷事故が発生して大分方向に風が吹いた場合でも、プルームは21.9キロメートルまでしか来ないという想定も示されています。プルームが来たとしても、その来る場所は限定的で、来る場所や時間帯をある程度確定させてからの対応になるので、事前配布よりも、事故が起きてから状況を把握した上で適切に配布していく対応になると考えています。事前配布により、安定ヨウ素剤を持っているから全て安心だという誤解を招く部分もあるんじゃないかと思っているので、そういう対応が適当ではないかと考えています。

**濱田副委員長** 現在の事前配布の状況、全国には原発がたくさんありますが、既に事前配布しているところの状況はどんな感じですか。

**佐藤危機管理室長** 基本的に、国は原発から5キロメートル圏内の方に事前配布するという考えを持っています。30キロメートル圏内でも事前配布しているところがありますが、大分県と同様の30キロメートル圏外については、調べて分かったところでは、兵庫県の丹波篠山市では事前配布を行っているとのことでした。請願でも触れられていた松本市については、まだ準備をしている段階で配布はしていませんが、備蓄はしているという情報で承知しているところです。

**濱田副委員長** その二つだけですか、他にも原発はたくさんあるけど。

**佐藤危機管理室長** 申し訳ありません、私どもと同じ条件で考えていました。私どもと同じ30キロメートル圏外にある自治体の中では、兵庫県丹波篠山市が確認できたところです。

**濱田副委員長** それじゃ5キロメートル圏内では、もうかなり配布してるの。

**佐藤危機管理室長** 愛媛県の例で申しますと、5キロメートル圏内は伊方町が該当しますが、5千人のうち3,500人ぐらいに事前配布が完了していると聞いています。

**藤田委員** 今、いろいろとお話を伺っていて、猿渡委員が言われたように、混乱した状況で運搬できるのかということと、配付する際に必要な医療関係者を確保できるのかという課題は確かにあるなと思いました。また一方で、濱田副委員長が言われたように、劇薬でもある安定ヨウ素剤を各家庭でどう責任を持って保管できるのかなという危惧もやっぱりあるんですね。

それらを考えると、例えば今、1か所で備蓄していますが、対象地域の保健所や基幹病院とかに分散して保管する方法も中間策としてはあるのかなという気もしています。ですから、いきなり住民に事前配布とはならないのかなという気がしますし、いずれにしても、実際に事前配布しているところの状況等も気になります。保管の部分とか、30キロメートル圏内で事前配布はしていないけれども体制を取っているところとか、いろんなケースが多分自治体ごとにあると思うので、そういう部分ももうちょっと

詳細に調査した上で判断したいなという気がしています。

**井上委員** だから配布することを前提にしているいろいろ考えたらいんじゃないですか。配布の方法についてはそれぞれで違うんで、配布することを前提にして計画にうたっておれば、何か不測の事態があったときには状況判断によって配布できるように、そういうことではだめなんですかね。配布しちゃ悪いという規定もないんでしょう。どうなんですか、規定があるんですか。

**佐藤危機管理室長** 国の交付金では、5キロメートル圏内では、安定ヨウ素剤を購入できる交付金対象になっており、30キロメートル圏内では、国の補助の対象になっています。配布そのものは問題ないですが、さっき申し上げたように距離がある中で、事故の状況によってはブルームが来るかどうか分からないところが大きなところです。

万が一、来たときに備えて、大分県では対応を考えるようにしているので、ブルームが来る地域に迅速に持っていくために、医療のチーム、保健所の職員が持っていくという体制で、薬剤師会に、大分県単独の備蓄品として安定ヨウ素剤を準備しています。何かあれば、医師会などの援助もいただきながら、すぐに持っていくように考えていますが、津波とか地震と違って、ブルームが来るまでには数日間かかります。また、来る地域も気象の状況、あるいは事故の規模によっても来る来ないがあり、仮に来る場合でも、ある程度来る地域は限定される想定ですので、そういう場合に関係する保健所の職員とかで該当地域に持っていく形になると思っています。やっぱり距離も離れていますので、限定的な対応になるんじゃないかと思っています。

**井上委員** だから配布することを前提として、そういったことを考えてはいかがですか。そして配布できるじゃない。いろいろ言ってただ配布するかせんのかよく分かんない。ですから配布することを前提として、いろいろと検討されたらいかがですかということをお願いしたいんです。

**佐藤危機管理室長** 繰り返しになりますが、安定ヨウ素剤そのものが全ての放射性物質に効くわけじゃない、万能の薬じゃないという部分があります。また、服用効果も服用後24時間以内しか効かないという部分もあるので、やはり事故後の状況を見ながらの対応とする方がいいんじゃないかなと思っています。

**吉村委員** 様々なお話をお伺いしましたが、ちなみにこれは下は何歳から飲ませても大丈夫なんでしょうか。

**北村薬務室長** 下は新生児から可能です。

**吉村委員** 事前配布と、事故があったときの配布を含めた話になりますが、原発からある程度距離が離れているという安心感と、安定ヨウ素剤が全てに効く万能薬じゃないんだということ。あと気になったのが、地震、津波のような自然災害とは違って事故があった場合にはありますが、当然に地震によって原発事故が起きてしまう部分も十分あると思うんです。なので、伊方原発に近い佐賀関辺りでは、津波ももしかしたら来るかもしれない。その中で、安定ヨウ素剤を持って行って配布もしなきゃいけないという状況も当然起こり得るのかなと感じています。そんな中で、安定ヨウ素剤が万能薬じゃないという部分であったり、劇薬指定されていることと、飲み方や保管の仕方などを考えると、やはり何かあった際に、しっかりと医師の処方の下で配布する方がいいのかなとは思っています。ただ、その配布方法に関しては、やはり他の委員も言われたように、最悪の事態を考えて、その場合でも適切な時間で必要な方へ配れるんだという準備はしておいた方がいいのかなと思っています。最悪の場合でも22キロメートルぐらいまでしか来ないというシミュレーションもあるとはおっしゃっていましたが、それでも何かあるのか分からないと思いますし、いろんな混乱の中で配布しなきゃいけない場面もあると思うので、来るんだという前提に立って、そういった事前の準備をしっかりとしておくことは必要なのかなと感じています。

**森委員長** それでは意見も出尽くしたぐらいになってるんですけども、今の議論の中で、原

子力災害が地震に伴って起きる可能性もあって、現場での混乱も考えられるから、その配布にあたって問題があるんじゃないかと危惧されている。また大分県として、そういった配布のシミュレーションなりをしているのかというところもやっぱり課題であるし、藤田委員がおっしゃったように、今は1か所だけに備蓄しているけれども、その部分をどうしたらいいのか検討したらどうかという意見もごもっともだと思います。

ただし、事前配布に関してはいろんな課題もあって、全国を見ても、さきほどお話にあったように、30キロメートル圏外で事前配布している自治体は、県を含めてもさきほど紹介のあったとおりであり、松本市に関しては市民団体が配布したものと確認しています。市民団体では、実際に今しているところもあるし、インターネット上で事前に希望する方へ配布していることもあると認識しています。

この件については、私自身も今回の請願を機に、いろいろと勉強しましたが、委員の皆さんからは、もうちょっと調査が必要ではないかという御意見もいただいたところです。そこで、この請願の取扱いについて、皆さんと協議したいと思います。採択、不採択等について、この委員会でもどう取り扱うべきか、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**濱田副委員長** いろんな問題点が今の質問や答弁であったんで、継続してもうちょっと勉強したらどうかと思うんですよ。どうですか、皆さん。

**猿渡委員** 私としては、災害はいつ起こるか分かりませんし、これまで経験したことのないような災害も次々と起きている中ですので、まずは採択をする。ただし、実際の配布については検討課題もあるので、早急に配布についての具体的な課題を検討していただいて、しっかりとした説明会や対応等もしていただいた上で事前配布することとすべきではないかと思っています。

**森委員長** 今、継続案件にすべき、採択すべきという御意見が出ましたが、そのほか何か皆さんからありませんか。

**土居委員** 私も、今すぐ全戸配布することには、いろいろと問題があると思っていますので、引き続き調査してみるのがいいんじゃないかなと思っています。

**森委員長** それでは、さきほどの質疑のときにも、もう少し調査すべきではないかという御意見があり、今お聞きしたところ、採択すべきという御意見もありましたが、まだ皆さんもこの件については、もうちょっと深く調査した方がいいんじゃないかというお考えだと思います。

したがって、継続審査についてお諮りしたいと思います。よろしいですか。（「採択すべきで諮ってください」と言う者あり）採択すべきからいきましょうか。（「採択で諮ったら賛成はできんけん否決されるよ」と言う者あり）そしたら継続審査はできなくなるので。（「ああ、そういうことか、はい、分かりました、じゃあ継続で」と言う者あり）

それでは継続審査についてお諮りします。本請願は継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。ここで、北村薬務室長は退席されます。ありがとうございました。

〔北村薬務室長退室〕

**森委員長** それでは、次に諸般の報告の②から④について、一括して説明をお願いします。

**宮迫生活環境部長** 別冊としてお配りしている大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015について別冊で報告します。なお、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標か

ら、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。施策の進捗状況について、A B C Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及びおおむね順調に進んでいるB評価は58施策、全体の98.3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の達成状況についてですが、表の一番上のおり、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。89指標のうち達成及びおおむね達成は、表の上から3行目のとおり83指標、全体の93.2%となっています。また、達成不十分は3指標、著しく不十分は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に政策・施策ごとの平成30年度の目標値に対する達成度及び最終年度令和6年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示しています。

3ページにお戻りください。政策・施策の一覧表を、3ページに安心、4ページに活力、5ページに発展及び地方創生と分野別に掲載しています。生活環境部に関する施策は、安心分野の政策欄の4恵まれた環境の未来への継承～おいたうつくし作戦の推進～の四つの施策と、5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、（3）から（5）までの三つの施策と、6人権を尊重し共に支える社会づくりの推進と8多様な県民活動の推進の施策、9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実のうち、（1）、（2）、（4）の三つの施策、次の4ページ、活力分野の政策欄の3男女が共に支える社会づくりの推進の施策、次の5ページ、発展分野の政策欄の1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち、（6）の施策となっています。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策

であり、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標と未達成の指標について、主なものを説明します。

別冊の34ページを御覧ください。まずは成果が上がっている指標です。

施策名、地球温暖化対策の推進です。目標指標の温室効果ガス排出量の達成度は101.8%となっています。地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭向け省エネ診断や、事業所向け省エネ診断を実施したほか、県内各地区で地球温暖化対策講座を開催するなど普及啓発を積極的に行い、県民の意識醸成に努めてきました。また、本年度は、ラグビーワールドカップ2019大分開催により発生するCO2を実質ゼロ化する県民運動を展開しています。8月末現在で、県民約6万6,400人と約2万5,100事業所に参加してもらっています。この県民運動の機運を捉え、廃プラスチックや食品ロスなど新たな環境問題も含め、県民の皆さまの環境への意識を高めていきたいと考えています。

66ページを御覧ください。次に成果が上がっていない指標です。

施策名、災害に強い人づくり、地域づくりの推進です。目標指標の自主防災組織避難訓練等実施率の達成度は88.1%となっています。高齢化等の要因により避難訓練の実施が困難な自治会等に対して、訓練の計画から実施までを直接支援する訓練押しかけ支援隊や、効果的な訓練を実施するための専門家である防災アドバイザー派遣の事業により、昨年に比べ、実施率・目標達成率共に向上しています。災害時において、発生し得る被害を最小化するためには、自らの命は自らが守るという防災意識の醸成が重要です。今後は、一人一人がどのようなタイミングで避難行動を取るかや、地域の核となる防災リーダーの育成が大切だと考えています。頻発する豪雨や台風、南海トラフなど大規模な地震に備え、県民の安全・安心を守るため、引き続き、地域防災力の向上を図っていきます。  
**御沓うつくし作戦推進課長 第3次大分県環境**

基本計画の平成30年度における実施状況について説明します。委員会資料の2ページをお開きください。

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画として、平成28年度にスタートした第3次の環境基本計画で、目指すべき環境の将来像を、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとし、五つの基本目標を掲げ環境関連事業を展開しています。本計画の進捗状況は50項目の環境指標により毎年確認することとなっています。

3ページをお開きください。平成30年度はおおいたうつくし作戦を着実に推進するために様々な環境施策を展開しており、県民一斉おおいたうつくし大行動においては、過去最高の参加者である37万8,272人となるなど、目標をおおむね達成し、着実に第3次環境基本計画を推進することができたものと考えています。

同じページの中ほど、環境指標の評価結果を御覧ください。指標の50項目のうち、達成、おおむね達成は46項目で、目標達成率90%未満の未達は4項目となっています。その理由を説明します。

4ページの10番、人工海浜の箇所数は、30年度目標値6か所に対して、実績値が5か所となっています。これは、国予算の内示減額に伴い配分ができず、一部実施困難となったことによるものです。

5ページの26番、海岸清掃参加者数は、海岸清掃シーズンの夏場が猛暑であったり、天候不良に見舞われたり、清掃活動自体が行われなかったことによるものです。

6ページの35番、省エネ診断受診件数は、平成29年度から短時間で診断ができるウェブ版家庭のエコ診断簡易版を実施し、前年よりは増加していますが、目標には達しませんでした。右側の45番、グリーンツーリズム宿泊延べ人数は、平成28年度の熊本地震の影響が依然として続いているほか、近年の豪雨被害等により、学生の安全確保が重要視される教育旅行が伸び悩んだことによるものです。

第3次環境基本計画については、後ほど報告

しますが、最近の情勢を反映するため、今年度に必要な見直しを行います。変更後も引き続き、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたを目指して、各種施策を推進していきます。

**石川県民生活・男女共同参画課長** 第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について説明します。お手元の資料7ページをお開きください。

まず、第4次おおいた男女共同参画プランの概要ですが、このプランの計画期間は、平成28年度から令和2年度です。

資料の左上ですが、この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県計画、大分県男女共同参画推進条例に基づく計画及び大分県長期総合計画の部門計画という性格も有しています。さらには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の都道府県推進計画としても位置付けられています。

8ページ、当プランの実施状況ですが、第4次プランでは、三つの基本目標に沿って、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。まず、男女共同参画に向けた意識改革として、男は仕事、女は家庭といった固定的性別役割分担意識の解消や、男性の家事・育児への参画促進のための取組を進めています。次に、男女が安心できる生活の確保として、生涯を通じた健康支援、DVや性犯罪等の被害者など困難を抱える女性の支援に取り組んでいます。さらに、女性活躍の推進として、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、働く場や地域での男女共同参画の推進にも努めています。

以上、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標及び未達成の指標について、主なものを説明します。なお、平成30年度の実績値がない8指標については、5年に1回の県民意識調査で数値が出るものです。前回は26年度に調査しており、現在、調査実施中です。

まずは、成果が上がっている指標です。16番の女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍宣言企業数の達成度は、114.0%となってい

ます。経済5団体と連携した女性が輝くおおいた推進会議の働きかけに応じて、155社が女性活躍推進宣言を行い、例えば、フレックスタイムの導入や事業所内保育施設の設置等に取り組んでいます。県としても、アドバイザーやキャリアコンサルタントを派遣し、このような企業の取組を後押ししています。

次に成果が上がっていない指標です。18番の次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数で、達成度は56.0%となっています。要因としては、平成29年度から法定時間外労働時間等の実績に係る基準の新設など認定基準が改正され、認定が難しくなったことなどによるものです。引き続き労働局など関係機関と連携し、働き方改革の推進における各種施策を通じて、仕事と子育ての両立できる職場環境整備に努めます。

女性活躍は地方創生を加速するにあたって喫緊の課題です。女性が今まで以上に社会の様々な場面で活躍してもらうには、あらゆる場面での意識改革を図りつつ、出産・子育てを家庭、企業、地域・社会全体で支援していくことが大切と考えています。令和2年度の目標達成に向け、県庁各部署がさらに連携して取り組んでいきます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**濱田副委員長** 今、環境関係でいろいろと説明がありましたが、ちょっと離れるかもしれませんが、一番心配するのは今の気象ですね。この気候変動について、県として何か取り組んでいるのでしょうか。本当に最近の台風にしても、大雨にしても、今までの常識を超えた量とか強さで来るので、今後さらに温暖化が進むことなどにより、私たちが生活していく上で、気象は非常に大きな問題になると思うんです。だから行政として何らかの取組をやっているのか、あるいは今から始めるのか、その辺の状況を教えてください。また、これからどのように気象について研究を重ねるのか、対策をするのかについてもお聞かせください。

**河野防災対策企画課長** 今、台風関係等の御指摘がありました。台風が近づいてくるときには、大分地方気象台の方にお越しいただき、台風説明会をしてもらっています。あるいは、県が防災体制を取っている中に大分地方気象台の方にも入っていただき、逐次情報を取れるようにしています。また国土交通省や関係する防災機関の方々も一緒に県の防災体制の中に入って、最新の気象情報を共有し、それを各関係機関や各支所に情報提供する体制を構築してるところです。

**濱田副委員長** 例えばさきの台風第17号にしても、テレビの報道がすごく過大に感じました。とにかく用心に越したことはないんだけど、この頃、報道が拡大解釈して災害報道をしているような気がするんですね。そうすると県や市町村がすぐに対策本部を設置して、幹部は皆、夜中までおらんといけんという状況になっていますよね。今は科学技術も進歩していますから、もうちょっと精密な事前報道ができないのかなと感じているんです。だからその辺の対策をもっと行政がやる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、どうですか、部長。

**宮迫生活環境部長** さきほどの安定ヨウ素剤の話もそうですが、最悪を考えて対策を取るのが行政の務めだろうと思います。ただ、その科学的な知見など、そうした技術が進んだときに、どうすればいいのか考えることになると思いますが、我々としては、まずは人命に影響がないように万全の体制を取ることを基本的な考えとしてこれからも持っていくべきかなと考えています。

**濱田副委員長** いつも報道で、テレビが主ですけど、まるでオオカミ少年のように、来るぞ来るぞと言って、結局何もなかった。それが続くと、だんだんと国民が慣れてきて、いざ来たときに本当に困るんじゃないかなと感じているんです。だからもうちょっと科学で突き詰めて、台風の進路などの予測ができないかなと思ってるんですけど、担当の方はどうですか。

**河野防災対策企画課長** 例えば台風であれば、日本の予測状況のほか、アメリカやヨーロッパ

の予測状況など、いろいろなものを見て、防災局の中でも局長をはじめ、しっかりと情報共有を図っているところです。

台風情報について、マスコミ報道が過大ではないかという御意見でしたが、我々とすれば、やはり大分地方気象台をはじめ、地元テレビの情報、あるいはネット情報などを活用しながら、実際にどのような防災体制を取っていくのがいいのか検討しています。県の防災体制については、知事がトップの災害対策本部と、防災局長が頭となる災害警戒本部、それから私が頭になる災害対策連絡室という三つの段階がありますが、その中でどの段階から体制をスタートさせるのかについても、しっかり防災局の中で検討し対応しているところですので、そういったマスコミ報道だけに惑わされることなく、しっかりと分析しながら対応していきたいと考えています。

**猿渡委員** 長期総合計画実施状況の66ページ、避難訓練等実施率88.1%についてです。避難訓練を実施しているところは増えていると思いますが、高齢者や特に介護が必要な方、障がい者、乳幼児などの災害弱者は参加しているのか。自分の足で避難できる方の参加が多くて、そういった一人では避難が難しい方の参加はなかなか難しく課題があるんじゃないかと思うんですが、その辺の状況がどうなのか。また、災害弱者と呼ばれる方々も一緒に避難訓練に参加して経験をしていく。地域の中でこの家庭にこういう方がいらっしゃることを認識して、支援する側の住民も一緒に協力できる体制を作っていくことが大切ではないかと思います。今後の訓練計画にも反映していただきたいと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

**河野防災対策企画課長** 訓練の中には、やはり高齢者や妊婦などの要配慮者がいらっしゃる家庭があり、一人で避難できない方については、自治会あるいは自主防災組織の防災士などが声かけをしながら避難する訓練をしています。ただ、全てのところでやっているのかとなれば、この数字のとおり、実施できていない市町村もあります。そうした地域については、訓練の計



画段階から実施に至るまで、あるいは高度な訓練方法を教える防災アドバイザーなどを派遣しています。また、自主防災組織に防災士を配置できるように、今頑張って取り組んでいるので、こういった方々がしっかりと機能するように、また要配慮者がしっかりと訓練に参加できるように対応していきたいと考えています。

**吉村委員** 1点だけ、男女共同参画プランについてお願いがあります。

先日、県議会の行事で大学生から御意見をいただく機会がありました。女性活躍についてどう思いますかという問いかけをしたら、そういう問いかけをすること自体がおかしいんだとお叱りを受けまして、非常にこちらの頭が固いんだなと実感しました。若い方の御意見もぜひ聞いていただいて、こういったプランに役立てていただければなと思っています。保育所などには、奥さんが、女性が連れて行くだろう、何で男が連れて行かないんだという意見も学生からいただきました。20代の子たちからすれば、もうそれが当然の感覚と考えると、やはり頭が固いのはこっちだなと痛感したので、ぜひ若者の意見を取り入れるような機会を作っていただければと思います。要望です。

**森委員長** ほかに質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、次の報告についてですが、予定時間を超過していますので、残りの⑤から⑨まで一括して説明をお願いします。

**宮迫生活環境部長** 報第40号大分県長期総合計画の変更についてですが、別冊資料である大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の変更についてを使って説明します。

まず1ページ、1計画変更の理由ですが、この計画は平成36年度までの10年間を計画期間として、27年10月に策定しましたが、今年度が計画期間の中間年に当たるため、目まぐるしく変化する社会情勢も見ながら、諸課題をさらに前に進めていけるよう見直すこととしたところです。計画の見直しにあたっては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条

例により、立案段階での報告が定められているため、今定例会では、見直しの概要を報告します。

次に、2計画変更の基本的な考え方ですが、大きく二つあります。一つ目は、新たな時代の令和を見通しながら、長期的な視点に立って、将来の大分県の布石となる見直しを行うこと。二つ目は、大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりなどの新たな課題にしっかりと対応することとしています。

3計画の性格・役割、4計画の期間は現行どおりとしています。

5計画の構成については、(2)基本構想編に、2計画変更の基本的な考え方の(2)の大分県版地方創生の加速前進、先端技術への挑戦、強靱な県土づくりの三つの新たな課題を時代の要請として、現行の時代の潮流に替えて掲げています。

6「プラン2015」中間見直し委員会の設置については、プランの見直しにあたり、県民意見をしっかりと反映することが不可欠ですので、安心・活力・発展の各分野別部会と総合部会を設置し、5月から意見をいただいているところです。

資料の2ページでは、見直しの概要を示しています。上段に、基本目標として県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県を掲げ、中段に、時代の要請として、三つの対応すべき新たな課題を置き、下段に、安心・活力・発展の3分野にそれぞれの政策を示しています。

2ページの政策のうち、当部は安心分野では④恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進～、⑤安全・安心を実感できる暮らしの確立、⑥人権を尊重し共に支える社会づくりの推進、⑧多様な県民活動の推進、⑨強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の5政策を、活力分野では⑦女性が輝く社会づくりの推進の1政策、合わせて6政策を所管しています。

安心分野では、主な議論としては、④の恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進～に関して、廃プラスチックや食品ロスなどの新たな環境問題も踏まえた対策や、⑥

人権を尊重し共に支える社会づくりの推進での、セクシャル・マイノリティなど人権の新たな課題への対応、⑨の強靱な県土づくりと危機管理体制の充実では、頻発する豪雨や近い将来発生が予想される南海トラフ地震の発生を踏まえた危機管理体制の在り方などについて、委員の皆さまから意見をいただき、議論を重ねています。

活力分野では、⑦女性が輝く社会づくりの推進に関して、女性の活躍については、今後、地方創生を加速するにあたって大変重要となる取組であることから、課題や実効性の高い施策は、どうあるべきかをプラン見直し委員会で議論を続けており、これらの施策の充実を図ることとしています。

なお、今後のスケジュールについてですが、プランの見直しは年度内に確定することを目標にしています。現在、プラン中間見直し委員会において、出産・子育てや女性の活躍、人材育成・人材確保などの大きなテーマについて議論を続けているため、その議論を踏まえた見直し案については、次回お示ししたいと考えています。

**御沓うつくし作戦推進課長** 大分県環境基本計画の変更について説明します。同名の別冊資料1ページをお開きください。

この計画については、5月の本委員会で報告しましたが、今回は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づき、現在の立案過程の状況を報告するものです。

1計画変更の理由ですが、本計画は、平成28年3月に策定し、4年が経過しました。近年の廃プラスチックや食品ロスなどの環境を巡る情勢の変化に加え、おおいとうつくし作戦県民会議での意見を踏まえ、持続可能な社会を実現するため、必要な見直しを行うものです。

2計画変更の基本的な考え方ですが、本計画は、大分県長期総合計画の部門計画であることから、長期総合計画の変更との整合性も念頭に見直しを行います。(1) 目指すべき環境の将来像並びに基本目標ですが、現行計画の天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたを目指すべき環境の将来像として、その下の五つの

基本目標は、引き続き継承したいと考えています。

2ページの(2)変更の主なポイントですが、大きく三つあります。一つはSDGsです。SDGsとは、持続可能な社会を実現するため、平成27年9月の国連サミットで採択された17のゴール、169のターゲットから構成される国際目標です。近年の新たな潮流であるSDGsを踏まえ、持続可能な社会の構築を目指します。二つは、新たな環境課題と対策を盛り込むことです。特に、廃プラスチック問題、食品ロス削減、気候変動への対応を強化します。三つは、県民の環境に対する意識を高め、具体的な行動へ促進させることです。例えば、ラグビーワールドカップ2019大分開催を契機に、県民の皆さんに地球温暖化対策として省エネ行動に取り組んでいただいているCO2オフセットトライ事業のように、新たな環境課題等を分かりやすく伝え、より具体的な取組につなげるために、施策等の見直しや強化を行います。50項目の環境指標については、施策等の見直しにあわせて、目標値等の見直しを検討することとしています。

なお、3ページは、見直しの視点を踏まえた計画概要の案で、基本目標ごとに示しています。五つの基本目標ごとにSDGsの各ゴールとどのような関連があるかを示し、複数の課題が統合的に解決していくことを示します。また、近年の環境課題に対する施策の拡充を行うため、アンダーラインが、新たに追加あるいは変更しよ

うとしている箇所を、基本目標2の4を、資源循環の推進と廃棄物対策に改めるとともに、基本目標3の4に、気候変動の影響への適応策の推進を掲げています。

2ページにお戻りください。3今後のスケジュールですが、本日、概要を報告した後、大分県環境審議会等の意見を踏まえて素案を作成した上で、12月の第4回定例会常任委員会で計画素案を報告し、パブリックコメントを実施する予定です。来年の第1回定例会にて計画案を提案します。

**藤本審議監兼人権・同和対策課長** 資料の9ページをお開き願います。大分県人権尊重施策基本方針は、平成21年に施行した大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づき策定したものです。人権教育・啓発など人権意識の高揚を図るための施策、相談・苦情解決など人権侵害の救済に関する施策、部落差別問題や女性・子どもなど社会的弱者が抱える人権上の課題に対する施策について県が取るべき方針を定めており、平成22年に策定、平成27年に改定しました。

前回の改定から4年が経過し、この間、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消3法の施行や、県においても各種条例の施行、各種計画の策定・改定等が行われました。これら個別の人権問題解決に対応するとともに、昨年実施した県民意識調査では県民の人権意識にも変化が生じていることから、前回改定から5年ぶりに改定するものです。

改定の方向性としては、差別解消3法をはじめ具体的な差別の解消に向けた教育・啓発、相談の充実や、人権への関心を高めるための取組、性的少数者への理解を促進する取組をより推進します。

なお、新たな基本方針には、平成28年に部落差別解消推進法が施行されたことに伴い、同和問題という表記を部落差別問題に変更するとともに、性的少数者の人権問題については、これまでの様々な人権問題の中から独立し、新たに分野として取組を強化することとします。

今後のスケジュールですが、県民向けパブリックコメントを10月に実施するとともに、有識者の意見を踏まえ、来年4月に改定する予定です。

**河野防災対策企画課長** 大分県地域防災計画の修正について説明します。資料の10ページをお願いします。

8月20日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されたので、概要について報告します。

本年度の主な修正は4点です。まず1点目は、避難勧告等に関するガイドラインの改定の反映についてです。避難勧告や避難指示等の危険度

の高さの順番が分かりにくく、住民の避難行動に結びついていないのではないかとの問題意識から、住民が取るべき行動を、右図のとおり5段階の警戒レベルに分けて、避難のタイミングを明確にしたものです。県では、市町村が避難勧告等を発令する際に、対応する警戒レベルを必ず付して住民に伝達できるよう研修を実施しました。なお、運用は5月末から開始しています。

2点目は、中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨等を踏まえた防災・減災対策の強化についてです。昨年4月に、中津市耶馬溪で発生した斜面崩壊では、崩落現場に県警、消防、自衛隊、建設業協会など多くの関係機関が集まり、救出作業が行われましたが、地元中津市だけで現地調整を行うことは多くの困難を伴いました。そこで、今後こうした現地調整が必要な場合には、地元市町村が設置する現地災害対策本部に、県から職員を派遣し、市町村が行う応急対策に対し、支援を行うものです。また、平成30年7月豪雨においては、ため池が決壊し、甚大な被害が生じたことから、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池の対策を計画的に実施するものです。

3点目は、県地震被害想定調査見直しの反映についてです。本年3月に策定した大分県地震・津波防災アクションプランの基礎資料である県地震被害想定調査において調査した、中央構造線断層帯を震源とする地震や南海トラフ巨大地震など、六つの想定地震に係る人的被害や建物被害等のデータを反映したものです。

4点目は、鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画策定の反映です。本年1月に、国や市町村、火山専門家等で構成される火山防災協議会において、鶴見岳・伽藍岳及び九重山に係る噴火警戒レベルに応じた体制を定めた火山避難計画を策定したので、その内容を反映したものです。

**石松県民生活・男女共同参画課長** 大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正に向けた県民意見の募集について説明します。資料11ページ、1大分県安全・安心まちづくりの推進に関する有識者会議についてです。

本県の特殊詐欺の被害額は年間2億円以上と高止まり状態にあります。そこで、特殊詐欺等の根絶に向け、学識経験者や弁護士、金融機関等の9名の委員で構成する有識者会議を設置し、条例等規定の見直し等について意見をいただきました。会議は6月4日の1回目から3か月間に4回行っていきます。

主な意見の欄を御覧ください。特殊詐欺等の対策について、最新の手口の情報をタイムリーに広報してほしい、一旦、詐欺の話を信じてしまった被害者を説得するのは困難。県民の防犯意識の向上が重要といった意見をいただいています。また、条例等規定の見直しについては、防犯の基本条例である大分県安全・安心まちづくり条例に、県の基本姿勢と方針の条文を盛り込んだ上で、新たに個別の条例を設けた方が、分かりやすく効果的ではないかとの意見をいただいたため、大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正と、大分県特殊詐欺等被害防止条例（仮称）の制定に向け、9月12日から県民意見の募集を実施しています。

次に2子どもを守る取組についてを御覧ください。今年5月28日に、川崎市でスクールバスを待つ子どもや送迎の保護者が犠牲になるという大変痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、県では子ども達を犯罪から守るため、見守りの目を増やす、大人が声をかける、子ども達自身が危険を予測し、回避できる能力を身に付ける、不審者情報の共有という4点に重点を置いた取組を、県警、教育委員会、市町村、防犯ボランティア等と連携して推進しています。通学路等における子どもたちの安全の確保の取組を強化するため、県、県警、教育委員会共同での指針の策定や子どもたちに対する防犯教育についての規定を、大分県安全・安心まちづくり条例に追加したいと考えています。

規定の見直し内容については資料12ページを御覧ください。子どもたちを守る取組については、第7章の学校等における児童等の安全の確保等の中に規定を追加することとしています。特殊詐欺等の被害防止については、特殊詐欺等の根絶に向けた取組の推進を第8章として新設

します。特殊詐欺等の根絶に向け、社会機運の醸成に努めるとともに、市町村や県民等と連携し、被害防止のための施策を総合的、計画的に推進し、広報や啓発を行うことを盛り込みたいと考えています。

次に資料下段の特殊詐欺等被害防止条例（仮称）については、県、県民、事業者などオール大分による総合的な対策、特殊詐欺等では、電話をかけるための犯行拠点（アジト）を県内に作らせないための対策、特殊詐欺等の電話をかける際に使われる名簿が犯行グループ等に渡るのを防ぐための対策等について規定する予定です。

資料11ページ、3の条例改正等のスケジュールについてです。今説明した内容で、9月12日から10月11日までの1か月間、広く県民から意見を募集しています。今後は、県民意見の結果等を踏まえて、より良い内容で、特殊詐欺等の防止、子どもたちの安全確保など、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別にないようですので、これで諸般の報告を終わります。

予定していた案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

**橋本自然保護推進室長** お手元にお配りしましたジオパーク全国大会のチラシを御覧ください。

いよいよ大会まであと1か月余りとなり、期間中のイベントが明らかになってきましたのでお知らせします。

大会のテーマは、「Wa!～「わ」を体験しよう～」です。

裏面を御覧ください。期間中のイベントを記載しています。10月31日から11月1日には、姫島村でガイド分科会をジオツアーとセットで開催します。

11月2日は大分市のiichiko総合文化センターにおいて、NHKの人気番組「プラタモリ」のチーフプロデューサーによる基調講

演をはじめ、パネルディスカッションや展示体験ブースなど、関係者だけでなく、県民の皆さんがジオパークに触れ、楽しみ、学べるプログラムを準備をしています。

1月3日から4日の2日間は、豊後大野市において分科会や口頭発表、ポスター発表をはじめ、全国のジオパークパビリオンを設置します。このパビリオンは今回が初めての試みとなりますが、そういったパビリオンや物産ブースを設置するとともに、JR三重町駅前通りの歩行者天国、みえの市の開催など、にぎわいの場を作っていきたいと考えています。

また、1月4日から5日にかけては、姫島、豊後大野の両ジオパークの見所を巡る15コースのポストジオツアーを実施します。10回目の節目にふさわしい全国大会となるよう、姫島、豊後大野の関係者と一体となって、おもてなしの準備を進めていきます。

委員の皆さまもぜひ御参加くださるようお願いいたします。

**森委員長** 私自身も関係していますので、私からもぜひ皆さまの参加をお願いしておきます。

ほかに委員の皆さまから何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別にないようですので、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後0時17分休憩

午後1時00分再開

**森委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。これより、病院局関係の説明に入ります。

まず、合議議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合議のありました第86号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**田代病院局長** 審査に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。

病院局の事業については、森委員長をはじめ委員の皆さまには、日頃より御指導、御支援を賜り、ありがとうございます。

さて、現在2期工事が始まっている大規模改修工事や精神医療センターの整備の進捗については、順調に進んでいます。

また、大分県立病院の組織改正については、詳細は後ほど報告しますが、今後、がんゲノム医療連携病院や地域がん診療連携拠点病院を目指すために必要な組織として設置を進めているので、引き続きの御指導、御支援を賜りますようお願いいたします。

説明については次長から行います。

**西永病院局次長兼県立病院事務局長** 第86号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正について説明します。委員会資料の1ページをお開き願います。

まず、1改正理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法が改正されるため、あわせて関係条例の改正を行うものです。

次に、2法律の改正概要ですが、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、必要な能力の有無を個別に判断するよう改正するものです。

次に、3条例改正の内容についてです。地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等に係る規定が削除されたことから、成年被後見人等となったため職を失った職員に係る退職手当、期末手当及び勤勉手当の規定について、所要の整備を行うものです。

最後に、4施行期日については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の施行日とあわせて、令和元年12月14日から施行したいというものです。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別に質疑もないようですので、これ

より採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず①の大分県立病院の組織改正について説明をお願いします。

**波多野総務経営課長** 委員会資料の2ページをお開きください。

まず、ゲノムセンターについてです。大分県立病院では、がんゲノム医療に関する情報提供などの役割を担う、がんゲノム医療連携病院の指定を目指すために必要な組織として、中央診療部門の一つとして、令和元年9月1日付けでゲノムセンターを設置しました。なお、ゲノムセンターには、遺伝カウンセリングを行うための遺伝専門医を1名配置しています。

ゲノムセンターの業務は、主にごんの遺伝について不安や悩みがある患者やその家族に、遺伝や疾患についての正しい医学的情報を提供するとともに、患者やその家族が医療技術や医学情報を利用して問題解決できるよう、心理面、社会面の支援を含む様々な情報提供などの必要な支援を行います。

次に、資料の3ページ、緩和ケアセンターについてです。地域がん診療連携拠点病院の指定を目指すにあたり、緩和ケアセンターを組織上明確に位置付ける必要があります。また、がん患者に対し、がんと診断されたときから、がん看護専門看護師等による相談やきめ細かいケアを行うため、既存のがんセンター内の緩和ケア室に専従の看護師2名と兼任で社会福祉士1名を新たに配置して体制強化を図った上で、令和元年9月1日付けで緩和ケアセンターに変更しました。

緩和ケアセンターの業務は、がんと診断された患者やその家族に対し、痛みやその他の症状のコントロール、心理面及び社会面の苦痛の緩和を行うとともに、医師、看護師、社会福祉士などによる緩和ケアチームが主体となり、病気の治療と並行して、体や心の様々なつらさを和らげるための医療や、社会生活を送るためのサービスなど、患者やその家族にとって望ましい支援を行います。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**土居委員** がんゲノム医療連携病院というのは、今、日本ではどんな状態なのか教えてください。

**井上病院長** がんゲノム医療の拠点となる病院は、主に大学病院が13だったと思いますが、九州では九大病院です。そういう先行した拠点になるものがありますが、今度はそれをいろんな都道府県に広げていくという中で、そういう拠点病院と連携する病院を設置するための要綱が示されました。このため、県立病院もそういった拠点病院と連携をする資格を得るために、御説明した組織改正を行っていくわけです。これをしなければ、例えば九大病院に大分県の患者が直接行って、相談に乗ってもらおうというのが、なかなか簡単にはいかないもんですから、まず窓口となって連携をしながら、大分県の方々にもこういう先進的ながんの遺伝子情報を基にした医療を提供できるような病院の窓口を作るというのが大きな趣旨です。

**井上委員** 患者想定数ですが、何人ぐらいがセンターに来るとお考えですか。ゲノム、ケアセンターそれぞれで。

**井上病院長** 非常にたくさんの遺伝子を一遍に検査することをパネル検査と呼んでいるんですけども、400から500個の遺伝子を一遍に調べるというのが保険診療の適用になりました。患者の手出しは安くはなりますが、まだまだ高額ですので、一応、月一人ぐらいではないかと想定しています。実際はやってみないとなかなか分からないし、非常に複雑ですので、まずは門戸を開くことからスタートするという趣

旨です。

**猿渡委員** 緩和ケアセンターですが、きめ細かなケアや専門の看護師による相談を行うために室からセンターに変更したということですが、9月1日から具体的に始めてみて、その効果など、どういう状況か教えてください。

**玉井副院長兼看護部長** まず一番変わったのが、今までは病院患者を中心に、緩和ケア関係の医師や看護師が関わってたんですが、今度は外来通院で告知をされたときから、そこに医師と看護師と一緒に告知の現場に立ち会ってフォローを始めていく体制になりました。そのために、外来にがん看護外来というのを作り、看護師によるカウンセリング体制を整えたのが最も大きなところなんです。1か月でがんを告知される患者は、おおむね100人以上いらっしゃるんですが、看護師が同席して告知の体制を取ることのできるようになりました。ここが最も変わったところかなと思います。

**猿渡委員** 私たち委員会の視察で北海道に行き、在宅緩和ケアをされているクリニックで勉強させていただきました。私自身、とても勉強不足だったので、非常に勉強になって、いい経験をさせていただきました。在宅でのみとりについても、その辺を含めた相談をされるということですかね。

**玉井副院長兼看護部長** さきほど申し上げましたが、県立病院は急性期病院ですので、告知をされたときの初めからというところが最も大きな役割となっています。在宅支援をしているわけではないんですけども、ここから在宅に向けて、県立病院に外来で通院しながら治療されている方を、県立病院でフォローしています。例えば県立病院でなくて、ほかの在宅支援診療所やクリニックとかでがんのフォローをされている方もいらっしゃいます。そういった方を緊急に受け入れる病床の確保が、この高度型では求められているため、そういった病床を確保していく、そしてフォローしていく体制を取っている状況です。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、次に②の大分県長期総合計画の実施状況について説明をお願いします。

**波多野総務経営課長** 資料は別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。なお、目標達成度の評価方法等については、既に、生活環境部から説明済みのため省略させていただきます。3ページを御覧ください。

総合評価の施策別一覧表の右から二つ目の列に、各政策の所管部局を記載していますが、病院局が直接所管する施策はありません。

次に、18ページをお開きください。所管部局は福祉保健部ですが、病院局関係では、主な取組の⑤県立病院のさらなる機能強化の取組を進めています。

平成30年度の実績ですが、次の19ページを御覧ください。病院局には関連する目標指標がないため、目標指標以外の観点から評価することとなります。具体的には、左上の指標以外の観点からの評価の一番下の⑤のとおり、26年度に策定した第3期中期事業計画に基づき、急性期病院としての基盤づくりを推進するとともに、大規模改修工事を着実に実施し、県民医療の基幹病院としての体制整備の強化を図りました。

総合評価と今後の施策の展開については、一番下の右端に記載のとおり、県立病院精神医療センターの来年秋の開設に向け、本体工事の着手や職員の採用・研修等の対応を着実に推進していきます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**土居委員** 19ページ、これに県病も入るのかどうか分かりませんが、地域医療を担う医師確保の対策事業の中で、自治医大や大分大学の地域枠の医師を育成していますが、この中で県病に入る方もいらっしゃるんですか。

**西永病院局次長兼県立病院事務局長** これは医療政策課の事業となるんですが、自治医科大学及び大分大学の地域枠の医師については、一応、義務の対象になるのは地域の医療機関なんです。

専門研修で大学病院や県立病院に行くことはあると思うんですが、基本的には地域医療を担う医師として県立病院などに来ることはないので、自治医科大学については義務が明けた後に、県立病院の中には地域医療部があるため、そういったところに根付いてもらえればいいなと考えています。

**濱田副委員長** 関連ですが、医師会からは、地域枠の人数をできれば増やしていただきたいという要望が前からあがってるんですね。具体的に増やすためにはどんな方法があるんですかね。地域枠で、地元に残る医者数を増やしたいという基本的な観点に立つと、我々としてもやっぱり増やす方がいいんじゃないかと思っています。国との関連や予算的な制約など、何か条件があるんですかね。

**西永病院局次長兼県立病院事務局長** 申し訳ありません。県立病院なので、ちょっとお答えする立場にはないのかもしれませんが、昨年度まで医療政策課にいましたので、知っている範囲でお答えします。一応、大分大学の地域枠については、国が定員オーバーしてもいいということで、大分県は13名としています。3名は枠の中ですが、定員を増やした上で対応しています。国では、将来的に医師が充足してくるという予測を昨年度立てており、そこでは、医師が十分にいる地域と、いない地域、そのどちらでもない中間の地域の三つに分けて、それぞれ定員を増やすか、打ち止めにするかといった方針を国が打ち出しています。大分は、多くも少なくもない地域でして、基本的にはこれ以上枠を増やすことを国としては認めないという方向性が昨年度示されています。今年度、県から国に対して増員を継続できるよう要望はしていると思うんですが、国が個別の状況を踏まえて、それを認めてくれるのかどうかというのはなかなか難しい状況にあります。ただ、大分大学では、大分大学の定員枠の中で、地域の出身者枠みたいな制度を独自に設けようかなという話をされていたので、今までの地域枠に加えて、大学独自の地域の定着枠で県内出身者を増やして、地域で活躍してもらおう医師を増やしていこうとい

う動きはあります。なかなか13名を20名に増やすとかは難しいかと。国はもう定員増を認めない方向にだんだんとシフトしていますので。医師が少ない地域は大丈夫なんですけど、本県のようにどちらでもない地域については、もう数を増やすことはなかなか認めてくれないような状況でしたので、厳しいのかなと思います。  
**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** 別にないようですので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

**森委員長** これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

それでは付託案件の審査を行います。

まず第89号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**御手洗子ども未来課長** 委員会資料の1ページ、第89号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてです。

まず、1改正の理由についてですが、保育所や認定子ども園の建物について、3階以上の階を保育室等に活用する場合、耐火建築物であることを義務付けるよう児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令等が一部改正されたことに伴い、関係条例の一部改正を行うものです。従来は建築基準法で耐火建築物であることが義務付けられていましたが、同法の一部改正により、3階建て延床面積200平方メートル未満の建築物については、耐火建築物であることを義務付ける規制がなくなりました。ただし、保育所、認定子ども園については、火災時の乳幼児の避難に時間を要することが想定さ



れることから、建築基準法改正前と同様、耐火建築物であることを義務付けるよう今回の省令等の一部改正により、基準が定められたものです。

次に、2改正する条例は、保育所、認定こども園に関する三つの関係条例です。

次に、3主な改正の内容について説明します。関係省令等の改正を受け、県条例で保育室等を3階以上に設ける保育所、認定こども園について、建築基準法の規定にかかわらず、一律に耐火建築物であることを義務付けるものです。

最後に、4施行期日ですが、公布日である10月10日としています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**猿渡委員** これは事前の会派説明でもお聞きしたんですけれども、正式なこの委員会の場でもお聞きして、きちんと説明してもらった方がいいと思うので、またお聞きします。

建築基準法は本年6月25日施行ですので、もう変わっているわけですよ。これから議決して、10月10日からですのでタイムラグが発生してしましますが、そのタイムラグについて問題がないのかお聞きします。

**御手洗こども未来課長** 委員御指摘のとおりタイムラグはありますが、元々この建築基準法に基づいて耐火が義務付けされており、これまでの間、新たな保育所の建設等の対象となる施設はありませんので、実際の影響はありません。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第90号議案大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**二日市障害福祉課長** 委員会資料の2ページ、第90号議案大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について説明します。

まず、1条例の目的です。この条例は、保護者死亡後の心身障がい者に年金を支給するため、扶養共済制度を設け、障がい者の生活の安定と保護者の抱く将来への不安軽減を図ることを目的としています。具体的には、加入者である保護者が亡くなった場合、心身障がい者又は年金管理者へ毎月2万円か4万円の年金を生涯にわたって支給するものです。

次に、2条例の改正理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことによるものです。その下の制定趣旨を御覧ください。この法律は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、不当に差別されることがないように、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、必要な能力の有無を個別に判断するよう適正化したものです。これにより、本条例の年金管理者の欠格条項を改正するものです。

具体的には、3条例の改正内容のとおり、現行の成年被後見人又は被保佐人及び破産者であって復権を得ない者を、右側の改正（案）のとおり具体的な表記に改めます。

最後に施行日については、整備法の公布の日から6月を経過した日となる令和元年12月14日とします。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

**藤田委員** 条例の改正に関してではないんですが、この制度の加入者が230人ということなんですが、対象者が何人ぐらいいて、どれぐらいの比率で加入されているのかって分かりますか。

**二日市障害福祉課長** 障害者手帳を持っている方は約8万人いらっしゃいますが、それを母数と考えれば、ごく一部です。市町村の窓口で、年金制度がありますよという御紹介をしていま

すが、実際に入っている方は少ないです。保護者の方は、通常の生命保険に入っている方が多いと思いますので、この制度自体の利用はそれほど多くない状況です。

**猿渡委員** 生涯支給されるということで、とてもありがたい制度だと思います。もちろん任意加入ですけれども、周知の方法をもう少しいろいろ考えて、周知に力を入れていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

**二日市障害福祉課長** 市町村の窓口や県のホームページなどでもお知らせしていますが、より広くお知らせできるよう、引き続き努力したいと思います。

**藤田委員** ちなみに一口当たりの掛金っていくらですか。

**二日市障害福祉課長** 保護者の年齢によりますが、五千数百円ぐらいから遅くに始めた場合は1万円以上になる場合もあります。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず①、②について一括して説明をお願いします。

**一丸医療政策課長** 別冊の県出資法人等の経営状況報告概要書52ページをお開きください。地方自治法の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について報告します。

まず、左側の項目の2県出資金ですが、土地・建物合わせて32億6,436万3千円の全額県出資の法人です。

次に、項目3事業内容ですが、当法人は、看

護師・保健師・助産師などの看護職を養成するための大学を設置し、運営しています。そのほか、教育研究の成果の普及及び活用を促進するとともに、学外からの委託や共同の研究なども積極的に実施しています。

次に、項目4の30年度決算状況ですが、一番上の経常収益は8億8,555万3千円、経常費用は8億7,342万6千円で、差引きの経常利益は1,212万7千円の黒字となっています。なお、当期総利益2,876万7千円については、目的積立金として積み立て、教育研究の質の向上などに充てることとされています。次に、項目5問題点及び懸案事項並びに6対策及び処理状況ですが、収入確保策として、科学研究費などを獲得するため、学長による教員への個別指導を実施するなどの対策を行って

います。また、開学から21年が経過し、教育・研究の機器類及び施設が老朽化していることから、機器類は、主に目的積立金を活用して、優先順位を勘案しながら修理、更新に努めています。また、施設保全については、県有建築物等の保全計画の中で対応を協議しているところです。

続いて53ページ、平成30事業年度の業務実績に関する評価結果について報告します。

本件は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度における業務実績について、外部委員から成る評価委員会の評価を受け、報告するものです。

平成30事業年度の全体評価については、2の(1)のとおり、全体として年度計画を順調に実施しているという結果でした。(2)の大項目評価としては、Ⅰ教育研究等の質の向上については特筆すべき進行状況としてS評価を、また、Ⅱ業務運営の改善及び効率化、Ⅲ財務内容の改善、Ⅳの自己点検・評価及び情報提供、Ⅴその他業務運営の4項目については計画どおりとしてA評価を受けています。

その評価理由については、(3)のとおり、教育研究等の質の向上に関して、2年次生及び4年次生の達成度向上や、養護教諭一種養成教

育を修了した初めての卒業生が県内の学校へ就職する等、これまでの取組が学生の学びの質の向上や新たな人材の育成等の成果として現れていること。また、地域に求められる人材育成の拠点として、教員の授業や研究内容はもとより、地域での社会貢献活動等の在学中の学びや活動についての魅力、卒業後のビジョン等、本学の強みや特色が確立されており、学生に選ばれ地域に求められる大学づくりを着実に推進していることなどが評価されています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**井上委員** 就職先の県内、県外の割合はどのくらいですかね。

**一丸医療政策課長** 就職先については、ほぼ半々ぐらいです。平成30年度は、県内が35人、県外が30人、県内が53.8%となっています。

**井上委員** 意外と県外が多いんだなという印象を受けるんですが、できるなら県内に就職した方がいいという気もするんですが、その対策はどうですか。

**一丸医療政策課長** その点は大学でも意識しており、県内就職に向けた取組をしていると伺っています。

**井上委員** 報酬ですか、その要因というのは。報酬が大分県と他県で結構差があるとか。一概には言えないと思うんですけど、その原因はどうなんでしょうか。

**一丸医療政策課長** その辺の分析はちょっと正確ではないんですけども、県外からの入学者も結構いますので、もともと県外の方が地元の県外に戻るケースもあると思うんですね。

**廣瀬福祉保健部長** 私自身、県立病院や医療政策課にいましたので一言申し上げます。

実は大分県立病院へ就職する学生は少なかったと思うんです。県立病院の試験制度について、今年度、少し見直しました。以前はワンチャンスしかなかったために、県立病院に入りたい方も一発勝負なので、県外に行ってしまう方も見受けられました。県立病院の試験を2回に見直し、しかも早めに1回目を行うことで、試験の

募集と実施を早くしました。そういったことで県内に定着してもらおうと。

もう一つは、大学と県立病院が話をしながら、県立病院や他の民間病院への就職をもう少ししっかりと指導してくれとお願いしています。進路指導の問題があるため、そこも今、大学側と協議しているところです。

やはり県内定着の取組をしっかりとやることが大学の使命の一つですので、少しでも県内定着を図っていこうと取組を始めているところです。

**濱田副委員長** 現在、全国の都道府県で、公立の看護大学を設立している都道府県はどのくらいあるんですか。

**廣瀬福祉保健部長** 申し訳ありません。件数は持ち合わせていませんが、看護大の数、とりわけ公立の看護大の数は多く、新設の看護大も結構増えています。

**濱田副委員長** いやいや、数というより、設置していない県もあるんじゃないですか。そういうところを聞きたいんです。

**一丸医療政策課長** 申し訳ありません。調べて後ほど報告させていただきます。

**濱田副委員長** なぜ聞くかと言うと、ここ数年は若干の黒字経営にはなっていますが、これだけ少子化ですと、だんだんと学生募集も少なくなってくるんですね。だから問題は、どの程度の赤字までを耐えて、県が出費していくのか。また、20年過ぎて改修するというのですが、やっぱり改修するには、ある程度将来の学生数などを見込んでからやらないと。今、非常に難しい時期に差しかかっていると思います。そうしたことから、公立の看護大を設置していない県があるのか、あるいは将来構想として看護大をどう維持していくのか、それが心配だから質問しました。何かコメントがありましたら。

**廣瀬福祉保健部長** 確かに各県での競争は出てくると思います。その中で、やっぱり特色ある授業であったり、授業のレベルを上げていくことが重要です。大分県立看護大学の特色としてはNP教育、特に学生が地場に密着した実習をしながら、地域に入って行って、一人一人の家

庭の中でケアをする、地域と密着した勉強をしていくといった取組もやっています。そのように授業のレベルをしっかりと上げていくことで競争に打ち勝っていこうと、学長としてはそういうイメージを持っています。

**濱田副委員長** 去年、議長代理で卒業式と入学式に行ったんですよ。非常に環境もいいし、また生徒の熱心な様子もよく見えました。やはりこれからの大切な人材を育成する場所ですから、力を入れてしっかりやっていただきたいと思います。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、次に③について説明をお願いします。

**幸福社保健企画課長** 福祉保健部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を報告します。お手元の県出資法人等の経営状況報告概要書2ページの目次を御覧ください。

当部が所管する団体は、2ページにある出資比率が25%以上等の指定団体として、5番の大分県社会福祉協議会から7番の大分県臓器移植医療協会までの3団体、3ページにある出資比率が25%未満であるその他の出資団体として、4番の大分県アイバンク協会の1団体、合わせて4団体となります。

それでは、10ページをお開きください。まず社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。項目欄の2のとおり、資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

次に、項目3の事業内容ですが、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4の30年度決算状況についてですが、左側の資金収支計算書の下から3行目の当期資金収支差額は225万2千円となっています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資産については20億8,604万2千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項につい

てですが、県総合社会福祉会館は建築から30年余りが経過し、今後、老朽化に伴う施設改修などが見込まれることから、引き続き経営基盤の強化に取り組む必要があると考えています。そのため、項目6の対策及び処理状況のとおり、経営基盤のさらなる強化を図るため、本年6月に経営基盤強化・発展計画2019を策定し、賛助会員の加入促進などによる財源の確保など、目標の達成に向けて、職員一丸となって取り組んでいきます。

続いて11ページ、公益財団法人大分県地域保健支援センターについてです。項目2の県出資金は500万円で、県の出資比率は25.0%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、主要な事業は、3の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業です。主に県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診を実施しており、30年度の検診受診者数は延べ19万4,871人となっています。

項目4の30年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は1,408万3千円のプラスとなっています。また、貸借対照表の下から3行目の正味財産（純資産）は4億7,876万7千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、センターの主要事業である巡回型検診は、少子高齢化や医療機関での個別検診志向の高まり等により、受診者数が減少傾向にあります。このため30年度は、検診単価の改定、最低保障料金制の拡充及び人件費、減価償却費の削減・抑制等の取組により、黒字決算になりました。

項目6の対策及び処理状況についてですが、令和2年度に予定している検診単価の改定作業を進めるとともに、未受診者に対する受診勧奨の拡大や事業所検診の新規受託、センターでの健康診断日拡大により収入確保に努めます。また、平成27年度に策定した経営改善計画について、30年8月に収支推計の見直しを行い、これに沿った経営の安定化に努めていきます。

続いて12ページ、公益財団法人分県臓器移植医療協会についてです。項目2の県出資金は2千万円で、県の出資比率は31.0%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の県民への移植医療に関する普及啓発や2の腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業、6の臓器移植コーディネーターの設置などとなっています。

項目4の30年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は72万6千円のプラスとなっています。その下の括弧書きにある主な収入で特徴的なものとしては、2番目の支援型自動販売機の収益等の寄附金が118万8千円となっており、主な支出としては、移植コーディネーターの活動費が208万8千円となっています。

また、右の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は、6,927万6千円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項ですが、昨今の低金利により基本財産の運用益は目減りし、収入構造が厳しい状況にあります。このため、寄附金の増収対策を講じたことで、5年連続の黒字となり、引き続き経営体質の強化に努めていきます。

項目6の対策及び処理状況についてですが、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進めるなど、今後とも自主財源の確保に努めていきます。

続いて36ページ、公益財団法人分県アイバンク協会についてです。項目2の県出資金は500万円で、県の出資比率は7.0%となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、1の献眼者の募集及び登録や2の提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせん、3の献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発などとなっています。

項目4の30年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下の当期正味財産増減額は6万2千円のプラスとなっています。その下の括弧書きにある主な収入としては、

寄附金が146万7千円、角膜の提供による眼球斡旋手数料が90万円となっています。右の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は7,520万円となっています。

続いて、項目5の問題点及び懸案事項についてですが、1のとおり、献眼者数を確保するため、普及啓発を強化するとともに、3のとおり、寄附金の増収対策等による経営体質の強化が課題となっています。

そのため、項目6対策及び処理状況のとおり、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機及び募金箱の設置活動を進めるなど、自主財源の確保に努めていきます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

**濱田副委員長** 10ページの社会福祉協議会について、この貸借対照表を見ると積立金が13億6,200万円ほどあるんですね。これは相当大きな金額ですが、例えば改築、あるいは建て直しといった問題が出てくる可能性もあるんで、そういうときのために、定期的に積み立てているものなのか。あるいは何か特殊な目的で13億円というお金が出てきたのか、その辺はどんな状況ですか。

**幸福社保健企画課長** 今、手元に詳細な資料がありませんが、委員御指摘のとおり、この中には修繕関係等の積立分等が入っているとは思いますが。詳細については、また必要であれば報告します。

**濱田副委員長** 後でお願いします。かなり大きな金額ですから、定期的に毎年1千万円を積み立てているとか、その辺をお伺いしたいだけです。後で結構です。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、次に④、⑤について説明をお願いします。

**廣瀬福祉保健部長** それでは、大分県長期総合計画の実施状況について説明します。お手元の別冊資料である大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。目標達成度の評価方法等については、既に生活環境部から説明済み

のため、省略します。

3ページをお開きください。福祉保健部に関する施策は、政策1の一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から、3障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進までの三つの政策に対応した八つの施策と、政策欄7地域社会の再構築の(1)つながりを実感する地域社会の実現、9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立となっており、総合評価はAが8施策、Bが1施策、Cが1施策となっています。これら10施策について取組を進めているところですが、それぞれにおいて設定している指標のうち、主なものを説明します。

10ページをお開きください。施策名きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援の目標指標である里親等委託率です。これについては、里親の開拓・研修や、里親が定期的に集まり情報交換ができる里親のつどいの開催、里親家庭に対する家事・養育に関する援助者の派遣等により、目標とする委託率を達成しています。

今後は、11ページの一番下、総合評価と今後の施策展開についての3ポツ目のとおり、里親リクルート活動員による新規登録里親の開拓や、経験豊富な里親が養育補助者とともに5、6人の子どもを預かるファミリーホームの拡大を図っていききたいと考えています。

続いて12ページをお開きください。施策名結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進の目標指標である出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数です。これについては、全市町村において婚活支援の取組を実施していることから、目標値を達成したものです。しかしながら、取組は進んでいるものの、婚姻数は減少していることから、13ページの一番下、総合評価と今後の施策展開についての1ポツ目のとおり、昨年度より開始した出会いサポートセンターでの会員制のお見合いサービスの実施に加え、今年度より新たに大分市以外の5地域を巡回し、これらの地域で会員登録やお相手検索ができる出張えんむす部を開催するなど、結

婚につながる支援を強化していきます。

続いて18ページをお開きください。施策名安心で質の高い医療サービスの充実の目標指標である地域中核病院の医師充足率です。これについては、大分大学医学部地域卒卒業医師の地域中核病院への配置や同病院で後期研修を行う医師に対する研修資金貸与などにより、目標とする医師充足率をおおむね達成しています。今後は、19ページの一番下、総合評価と今後の施策展開についての1ポツ目のとおり、引き続き地域医療を担う自治医科大学卒業医師や大分大学医学部地域卒卒業医師の育成に加え、県外の医学生や医師のUIJターンを促進する取組を実施し、県内・県外両面から医師確保を推進していきます。また、急性期及び身体合併症患者等を受け入れる県立病院精神医療センターの令和2年度中の開設に向けた対応など、医師確保と合わせ、地域医療体制の充実に取り組んでいきます。

続いて26ページをお開きください。施策名障がい者の就労支援の目標指標である障がい者雇用率の全国順位です。障がい者雇用率日本一の実現を目指し、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問等の取組を進めてきたところ、障がい者の雇用数及び雇用率ともに上昇していますが、全国順位は6位となり達成度は89.4%となっています。未達成の要因としては、上位県に比べ、卸売・小売業と医療・福祉両分野における知的・精神障がい者就労の近年の伸び幅が相対的に小さかったことが順位に影響したのではないかと考えています。そのため、今後は、この分野を念頭に企業等への働きかけの強化が必要と考え、27ページの一番下、総合評価と今後の施策展開についてに記載のとおり、昨年度302名を新規雇用につなげた障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけ強化や、職場指導員配置企業への奨励金の拡大など、雇用促進と定着支援の両面からきめ細かな企業サポートなどに取り組み、日本一の早期奪還に向けた取組を進めていきます。

続いてその下の指標、障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額全国順位です。平成30

年度の全国順位はまだ発表されていないため、今回評価したのは平成29年度の実績です。目標の5位に対し、実績は14位で、達成度は79.1%となります。目標には届きませんでした。平均工賃月額自体は年々増加しており、29年度は1万7,101円で、前年度に比べ278円、1.7%の増となっています。一方、未達成の要因としては、新規設立B型事業所の多くが、取引先確保等に苦慮し工賃が低くなっている状況などがあげられます。

今後は、共同受注センターの機能強化による販路・受注量の拡大を図るとともに、B型事業所のスキルアップや農福連携の取組等への支援により、一層の工賃向上に向けた取組を進めていきます。

**御手洗こども未来課長** 委員会資料3ページ、おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）の実施状況について報告します。このプランは、大分県長期総合計画の主要政策の一つ、子育て満足度日本一の実現を目指した部門計画として、また次世代育成支援対策推進法に基づく大分県行動計画として策定しているものです。個別事業ごとの評価について、平成30年度の実績を一覧表で記載しています。表の一番左側の施策名1子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくりや、2地域における子育ての支援など七つの基本施策に沿って、指標名欄のとおり、88項目それぞれ数値目標を設定しています。表右上には、88項目の結果をまとめています。30年度目標値に対する達成率ですが、二重マルで示す100%以上が36項目、マルの90%以上が21項目、三角の90%未満が15項目、実績値未確定が16項目となっています。

達成率90%未満の事例をいくつか紹介します。15番の認定こども園数は、幼稚園教諭免許と保育士の資格を持つ保育教諭の確保が難しいなどの理由から、30年度の目標171園に対し127園、達成率74.3%となりました。なお、31年4月1日現在では143園と徐々に増えているところです。

5ページの44番大分県母子家庭等就業・自

立支援センター登録者の就業件数は、最近の雇用情勢の安定により、対象となる一人親が同センターを介さず、直接、ハローワーク等で就職先を探す傾向にあることなどから、目標119件に対して62件、達成率52.1%となっています。

また、46番の発達相談支援につながった未就学児数は、5歳児健診・発達相談において専門医の診察を受けた子どもの数を目標値としたもので、現在、大分市、別府市及び姫島村で5歳児健診・発達相談が実施されていないこともあり、目標631人に対して446人、70.7%の達成率となっています。なお、対象児数が多く、5歳児健診を実施していない大分・別府両市においては、保育所等へ臨床心理士や言語聴覚士等が巡回し、相談を受けることなどにより、発達相談支援を行える体制を整えているところです。

8ページをお開きください。プランの総合的な評価指標を10項目設定しています。矢印で、平成26年度基準値と比べた進捗状況を記載していますが、上向きとなったのが、①子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合など7項目です。とりわけ、③保育所入所待機児童数は全国8位で、平成29年度の505人から13人へと大幅に改善しました。一方、④子ども一人当たりの医療費・保育料等助成額については、一人平均で96円減少しました。その結果、全国順位は前年より2位下がって20位となりました。なお、⑤の6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間、⑥の25～44歳女性の就業率は5年ごとの調査となっており、⑧妊娠・出産について満足している者の割合については、結果の公表があり次第、更新することとしています。

このような進捗状況も踏まえつつ、おおいた子ども・子育て応援県民会議で意見をいただくとともに、庁内の部局間連携を図りながら、子育て満足度日本一を目指し、今後も各種施策に取り組んでいきます。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**井上委員** 10月から始まる無償化の関係で、無償化にしたことの効果や成果、あるいは無償化によって逆にうまくいかなかったことなど、この項目の中にはそういう項目がないので、その辺をもう少し明確に分かるようにしていただきたい。ようやく今度から始まるので、十分その辺のところを私たちにも報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**御手洗こども未来課長** いよいよ10月から無償化が始まります。それについては、事前の準備等、いろんなところで問題点や苦言も言われています。基本的には、子育て世帯の経済的負担の軽減であるとか、質の高い保育を全ての子どもたちに提供しようという趣旨で始まった無償化ですので、今後どういう形でいい影響があるのか、課題は何か、その辺りもしっかりと把握しながら、また報告させていただきます。

**吉村委員** おおいた子ども・子育て応援プランの件ですが、他部局との連携については、どういった形で行っているのか教えてください。

**御手洗こども未来課長** 子育て満足度日本一を考えるときに、例えば家庭、企業、地域、様々な分野での取組が必要と思っています。それで特に女性の負担感が大きいということについて、男性の子育て参画などは私たちの所属だけでなく、企業の取組や個人の意識改革という観点から、商工観光労働部やアイネスなど、様々な所属と一緒に検討しています。また、安全・安心という面では、教育とか警察、土木といった分野とも協議をしながら取組を進めています。

**吉村委員** 例えば50番のいじめの解消率で言うと、私もいじめについての意見をいくつもいただいているんですが、なかなか学校の対応と病院の対応で行き違いが多く、そこで保護者の方が非常に混乱してしまい、いじめ問題が解決に進まないと感じています。特に難しい問題に関しては、他部局ともしっかり連携を図りながら数のすり合わせも行っていただければ、もっとスムーズに進むのかなと思っています。特にいじめに関しては、病院は警察に言いなさいと、学校は何とかそこで収めたいとなり、結局のと

ころ、いじめがずっと何か月も続いているという事もいくつか耳にしていますので、ぜひとも他部局との連携をお願いします。

**猿渡委員** 長期総合計画実施状況の27ページの工賃アップ、福祉就労の件に関してです。厚労省は工賃アップを進めるように言っています。今は参画しやすくなって、事業所が非常に増えているのは大変ありがたいと思うんですけども、一方で、重度障がい者の方を受け入れることが難しくなっている実情があると思います。重度の方を受け入れると、その工賃がなかなか上がらないことがあると思うので、その辺りを踏まえて工賃を上げようと思えば、軽度の方をたくさん受け入れて、重度の方を受け入れづらい状況になっているのではないかなと思います。やはり重度の方も何らかの形で仕事をしたいので、そういう場を保障するという観点も必要だと思うんですね。その辺の状況や、今後に向けて計画に反映していくことなどは、どう考えているのでしょうか。

**淵野障害者社会参加推進室長** 我々も現場と一緒にあって、工賃向上に取り組んでいるところですが、やはりいろんな症状の方もいらっしゃるんで、その方々がそれぞれの特性に応じたいろんな施設を利用できるよう、今後も相談支援事業所などでのアドバイスの徹底に取り組んでいきたいと思っています。働きたいという意欲を決してそぐことのないよう、現場と意思疎通を図っていきます。

**土居委員** 委員会資料の8ページに、おおいた子ども・子育て応援プランのアウトカムが載っていますが、4番目の8、妊娠、出産について満足している者の割合が全体的には低いんですけども、どういった要因が考えられるのかお伺いします。

**藤内健康づくり支援課長** これは乳幼児健診を受診した母親に対して、正にこの妊娠、出産に満足していますかという質問に答えていただいたものです。数値を御覧ください。28年度までの数字で71.8だったものが、86.5まで数値自体が上がってきていますが、順位は8位から10位ということで、少し尋ね方が変わ



ったことも影響して、パーセントが増えたにも関わらず、順位が少し下がった状況ですが、全体としては、大分県では育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）であったり、産婦人科と小児科の先生が連携して妊婦を支える仕組みなどがあります。8位から10位に若干順位は下がりましたが、数値的、パーセントでは上がっていますので、担当課としては、おおむね良い水準で推移していると評価しています。

**土居委員** 残念ながら2割ぐらいの方がそうではないと言っているようですが、それはどんな理由ですか。

**藤内健康づくり支援課長** この質問に対して、「いいえ」と答えた方の背景や要因まではお尋ねしていませんので、そこはちょっと。申し訳ありません。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、次に⑥から⑧について説明をお願いします。

**廣瀬福祉保健部長** それでは、大分県長期総合計画の変更について説明します。お手元の資料大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の変更についてを御覧ください。全体の概要については、既に生活環境部から説明していますので、省略させていただきます。

2ページを御覧ください。下段に示す安心、活力、発展分野の政策のうち、福祉保健部に関する政策は、安心分野の①一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～、②健康長寿・生涯現役社会の構築～健康寿命日本一の実現～、③障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現の3政策と、⑦地域社会の再構築のうち、施策の地域共生社会の実現に係る取組と⑨強靱な県土づくりと危機管理体制の充実のうち、施策の感染症・伝染病対策の確立に係る取組となっています。

見直しにあたり、本県が掲げる三つの日本一、子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率の実現に向けたさらなる取組や、児童虐待防止のための取組や支援の強化、また、地域の課題解決

のため、住民や多様な主体が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現などについて、課題や実効性の高い施策はどうあるべきかをプラン見直し委員会で議論を重ね、これらの施策の充実を図ることとしています。

なお、議論を踏まえた見直し案については、次の定例会でお示ししたいと思っています。

**幸福社保健企画課長** 別冊の大分県地域福祉基本計画の策定についての1ページ、大分県地域福祉基本計画の策定について説明します。

本計画については、前回の常任委員会でも策定の概要について報告しましたが、今回は大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づき、現在の立案過程の状況について報告するものです。

1ページ目に概要を記載していますが、具体的な内容については2ページ目で説明します。まず、第1計画の趣旨等についてですが、2計画の位置付けのとおり、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画などとして定めるものです。また、計画期間については、3のとおり、令和2年度から6年度までの5年間としています。

次に、第2地域福祉を取り巻く現状・課題についてです。人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化などにより、家族や地域の支え合い機能が低下していることから、共に支え合う体制づくりを進める必要があります。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を要する方が増加するとともに、抱える課題も複合的になっていることから、包括的な支援体制の整備を図る必要があります。

そのため、第3計画の基本的事項のとおり、計画の基本理念を定めた上で、右上にある2基本方針として、地域共生社会の実現に向けた体制づくりなど、三つの柱を計画に盛り込みたいと考えています。

また、計画の施策体系については、第4計画の具体的取組に掲げる項目を予定していますが、今回の計画では、1の(2)包括的な相談・支援体制の整備として、複合的課題に対応する体制整備や、3の(1)共生意識の醸成と取組の

促進として、多様な主体が参画し地域課題に取り組む場づくり、(2)の共に支え合う地域力の向上として、住民参加型福祉サービスの推進などの項目を新たに盛り込みたいと考えています。

最後に、策定スケジュール(案)についてですが、今後、県議会への報告やパブリックコメントなどを行い、来年3月の第1回定例会において最終案をお示したいと考えています。

**御手洗こども未来課長** 別冊の大分県次世代育成支援行動計画の策定についての1ページ、大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」(仮称)の策定について説明します。

前回の常任委員会でも策定の概要について報告しましたが、本計画についても、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づき、現在の立案過程の状況について報告するものです。

まず、1計画策定の趣旨ですが、次世代育成支援対策推進法で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成のため、地方公共団体において、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するための行動計画を、5年ごとに5年を1期として策定することとしています。さきほど第3期計画の進捗状況を説明しましたが、今年度をもって計画期間が終了することから、これを見直し、第4期計画を策定するものです。

2計画の性格・位置付けですが、(1)次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、(2)子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び(3)大分県長期総合計画の部門計画として策定するものです。

3計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間とします。

次に、4計画の基本的考え方ですが、2ページを御覧ください。まず、目指す姿として、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会～子育て満足度日本一の実現～を掲げ、①県民みんなが子どもの育ちに期待

を抱き、喜びを感じることができる、②希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができるなど五つの具体像を設定します。次に、目指す姿の実現に向けた基本施策として、1子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり、2結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくりなど八つの項目を設定します。

また、その右、計画の推進にあたっての基本姿勢は、家庭、地域、企業など様々な主体がつながること、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子どもの育ちの支援としています。

評価体系としては、子育て満足度日本一の達成度合いを確認する総合的な評価指標と、基本施策の個別事業ごとの達成状況を確認する指標を設け、進捗管理を行います。

現在、おおいた子ども・子育て応援県民会議などで意見をいただきながら、素案の作成作業を行っていますが、11月頃までに作成した後、県議会への報告やパブリックコメントなどを行い、来年3月の第1回定例会において最終案をお示しし、完成を得たいと考えています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

**井上委員** これは私だけかもしれないけど、こういう説明をするときには、言葉の羅列だけじゃなくて、もうちょっと具体的な数字をあげて説明していただけるとありがたいと思うんですけど。計画策定時においても、そういう意識でやってもらうとありがたいですよ。もうちょっと分かりやすいようにしていただくと大変ありがたいと思うんですが、その辺どうでしょう。

**幸福社保健企画課長** 私の課は地域福祉基本計画ですが、最終的な冊子等になる場合にまた紹介しますが、現状の計画の中に、他の計画でもそうなんですが、具体的な数字は盛り込みたいと思っています。その上で、包括的な問題意識を捉えて、それに対する各施策をという形でこれから作り込んでいくので、よろしくをお願いします。(「よろしくをお願いします」と言う者あり)

**猿渡委員** 地域福祉基本計画の中では、地域共生社会の実現に向けた体制づくり、支える人づ

くり、担い手の確保、育成というところが非常に大事になってくるかなと思っています。

先日、本委員会の調査で北海道へ視察に行き、在宅緩和ケアでみとりまでされているクリニックや、精神障がい者の居場所づくりをされている施設を拝見しましたが、非常に勉強になりました。本当に安心して、ありのままの自分を受け入れてもらえる居場所づくりに熱心に取り組んでいらっしゃる方々の姿に触れて、やっぱり現場に行かなければ分からないと改めて勉強させてもらったかなと思っています。その中で、現場の方からは、やはり介護等の人材確保が厳しいとか、報酬や待遇の改善をぜひ進めてもらいたいなどの意見をよく言われます。

ちょっと話が広がるかもしれませんが、私、この間、別府市内の介護や障がい者関係の事業所にアンケートをお願いして、郵送した98事業所のうち37事業所から回答をいただきました。その中で、事業所の職員数は足りていますかという問いに対して、少々不足しているという回答が51.4%でした。少々不足している、かなり不足しているを合わせると73%になりました。少々不足してる、かなり不足してるという回答した事業所に対し、何人ぐらい不足していますかということも聞いたんですけども、3名以上と答えたところが43.2%ありました。やっぱり人材確保に苦勞していることが、今回は別府市内だけですが、このアンケートでよく分かるかなと思っているんですね。介護職員だけでなく、看護や調理員も不足しているとか、その人材確保が事業者任せになっているなど、いろんな声をいただきました。

ですから、その基本計画の中では、やはり介護や福祉の関係を充実させていくには、現場の人材確保が大きなポイントになってくるんじゃないかなと思います。その辺りは国への働きかけも含めた取組になるとは思いますが、県独自でやれることは、ぜひ工夫しながら努力していただきたいなと思うんですが、その辺りの取組をちゃんと計画の中に位置付けて進めていただきたい。そうでなければ絵に描いた餅になってしまうんじゃないかと危惧しています。いい計

画を作って、それを実現していくためには、そこが大事ではないかなと思っていますがどうでしょうか。

**幸福社保健企画課長** 今おっしゃられた介護、障がいについては、それぞれ個別計画があり、その中で人材確保に関して記載されると思います。本計画については、地域福祉の推進にあたって、そのサービスを提供する人材、例えばケアマネジャーや相談支援員など、そういった人材をしっかりと確保して地域福祉を推進していくことを考えています。

**土居委員** これも地域福祉計画に限らないと思うんですけど、いわゆる出ていくサービスをもっと手厚くするべきだなと私は思っています。例えば児童虐待や8050問題などについては、やはり第三者が自宅を訪問をして、医療や介護など様々な分野に結び付けていくことがとても重要だと思うんですが、そういった新しい視点を、これからの計画に取り入れたらどうかなと思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

**幸福社保健企画課長** 訪問型、いわゆるアウトリーチ型と思いますが、例えば8050問題は、障がい等だけでなく、ひきこもりの場合もあると思います。そういったひきこもりについては、今、アウトリーチ型の充実も図れているところもあるので、アウトリーチ型の部分についても計画に書き込めればと思っています。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、次に⑨から⑩について説明をお願いします。

**一丸医療政策課長** 委員会資料の10ページをお開きください。前回の常任委員会でも策定の概要について報告しましたが、大分県医療計画（医師の確保に関する事項）の骨子案について説明します。

資料左側の1計画策定の趣旨等ですが、都道府県の医師確保対策を推進するため、医療計画の中の医師の確保に関する事項を特出しして、医師確保計画として策定するものです。（3）期間は、令和2年度から令和5年度までの4年

間としており、（４）計画の位置付けとしては、医療計画の一部としています。

次に、２医師の地域偏在の現状ですが、本年２月に国が医師の偏在状況を客観的に表す新たな指標として公表した医師偏在指標によれば、県内の２次医療圏は医師多数区域、医師少数区域、どちらでもない区域にそれぞれ二つずつ該当しており、県内は医師の地域偏在が顕著となっています。

次に、３計画の基本的方向性ですが、いずれの２次医療圏においてもこれまでと同様に、地域枠医師の育成確保を中心とした様々な医師確保の施策により、地域の中核病院の医師確保に努め、医師の地域偏在を解消することとしています。

次に、４計画策定の体制ですが、改正医療法により医師確保計画については、県医師会、大学、公的病院や地域住民の代表者等からなる地域医療対策協議会において意見を伺うこととされており、その後、その意見を踏まえて医療計画策定協議会にて協議を行います。

最後に、５計画の構成ですが、大きく四つの項目があり、一つ目が医師確保の方針、二つ目が目標医師数の設定、三つ目が目標医師数を達成するための施策、四つ目が産科・小児科における医師確保計画の構成としています。

資料の１１ページをお開きください。こちらも前回の常任委員会で策定の概要を報告しましたが、大分県医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）の骨子案について説明します。

資料左側の１計画策定の趣旨等ですが、地域における外来医療機能の偏在・不足等に対応するため、医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を追加策定するものです。（３）期間は、令和２年度から令和５年度までの４年間としており、（４）計画の位置付けとしては、医療計画の一部として策定するものです。

次に、２外来医療に関する現状ですが、２次医療圏ごとに診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化すると、暫定ですが、東部

・中部・豊肥・北部の４医療圏が外来医師多数区域に該当します。

次に、３計画の基本的方向性ですが、外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること等の状況を踏まえ、情報の可視化等により外来医療機能の偏在是正につなげることに加え、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的な活用を図ることとしています。

次に、４外来医療計画策定の体制ですが、県医師会、大学、公的病院等からなる地域医療構想調整会議において意見を伺うこととされており、その後、その意見を踏まえて医療計画策定協議会にて協議を行います。

最後に、５計画の構成ですが、大きく三つの項目があり、一つ目が外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定、二つ目が外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組、三つ目が医療機器の効率的な活用の構成としています。

**藤丸こども・家庭支援課長** 委員会資料の１２ページを御覧ください。前回の常任委員会でも策定の概要について報告しましたが、大分県社会的養育推進計画の骨子案について説明します。

まず１計画策定の趣旨等の（１）趣旨のとおり、この計画は、平成２８年に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であることや家庭養育を優先すべきことが示されたことを受け、それを実現するための計画として策定するものです。（３）計画期間は、令和２年度から令和１１年度までの１０年間としています。

次に、２現状と課題ですが、（１）のとおり、既存計画に基づき、児童養護施設等の小規模化や地域分散化を推進し、また、里親委託等を推進してきました。その結果、里親等委託率は目標の３３．３％に対し、平成３０年度には３３．１％となっています。また（２）のとおり、改正児童福祉法の理念のもと、家庭養育優先原則を徹底し、全ての子どもが健全に養育されるよう計画的かつ速やかに取組を進めることが求められています。

次に、３計画の基本的方向性ですが、（１）

在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援等を網羅するものとし、(2) 県や市町村、里親、児童福祉施設等の関係者が連携し、子どもの最善の利益を実現することを目指します。

次に、4 計画策定の体制ですが、児童養護施設協議会や里親会等の代表者のほか、里親や施設で生活した経験のある方、有識者など13名で構成する大分県社会的養育推進計画策定委員会で協議を進めています。

最後に、5 計画の概要ですが、(1) 社会的養育の体制整備から(10) 児童相談所の強化まで、全10項目について、それぞれ現状と課題を踏まえ、今後の取組等を定めることとしています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**羽野委員** 医師偏在指標というのは、ややこしい算出方式なんですか。

**一丸医療政策課長** 計算式は厚生労働省から示されていますが、その計算式に当てはめる具体的な数字がまだはっきりしていませんので、その辺りがなかなか複雑です。今までは人口10万人に対する指数が指標としてあったんですが、それだと実情を正確に表していないんじゃないかという意見があったようで、そこに医師の性別や年齢構成、住民の需要動向などを踏まえて、それを数値にして入れ込んだものが新しい指標として示されています。

補足ですが、各都道府県からもそれぞれの県で検証ができるよう、国に対して地域ごとのデータを提供してもらえないかと要望もしているんですが、なかなかまだデータをいただくまでには至っていませんので、各地域での検証は、ちょっと難しい状況です。

**羽野委員** 多数区域と少数区域の間に幅があるんで、どこがというのが数字からは判断しづらいですよ。100が標準とかなら分かりやすいんですけど。

**一丸医療政策課長** 医師の偏在指標の数ですが、指標という言葉を使っている関係で単位がついていないんですけども、基本的には何人に置

き換えて読めるとは思います。確かに委員御指摘のとおり、ちょっと読みづらいとは思いますが。

**猿渡委員** 里親の関係で教えてもらいたいんですけども、前回のこの委員会でも言いましたが、県内視察の際には、里親と里子の中で本当にいい関係を作って、里子も温かく愛情を受けて育っていらっしゃるなど感じたんですね。ただ、海外では一人の子どもが複数の里親を転々とすることも多くて、里親に預けられたけれども関係がうまくいかないとなったときに、かえって子どもの心の傷が深くなってしまうこともあると知ったんですが、その辺りのことは日本では余り心配しなくていいのでしょうか。大分県ではどうなんでしょうか。

**藤丸こども・家庭支援課長** 確かにおっしゃったように、やっぱり里子と里親の相性といった課題はあります。ですから、大分県の場合は里親に預ける前に、いわゆるマッチングという形で相性が合うかどうかを十分に確認しながら委託を進めている状況です。

**廣瀬福祉保健部長** 一定期間預かってもらって、本当に相性が合うかどうかといったお試し期間を設けており、合えば受けてもらうという取組をしています。

**森委員長** 今の里親の関係で、委員会資料12ページの2現状と課題の委託率の件ですが、目標が33.3%、3分の1に対して、今の実績が33.1%となっています。これは、10年間の計画で結構長期の計画になっているので、この目標を立てた時点での分母と分子、また、今の分母と分子が分かれば教えてください。

**藤丸こども・家庭支援課長** 最新が平成30年度の33.1%ですが、平成15年度は5%という状況でした。それが、年を追うごとに少しずつ増加してきており、県としても里親委託を進めていく取組を進めてきていました。そういう面では進んできるところです。

なお、平成30年度の方母が501人、分子が166人で、15年度は分母が440人、分子が22人でした。

**伊東審議監** 当時計画を作るときの担当をして

いたので補足します。里親委託率33%、3分の1については、両親の元で暮らせない、例えば施設や里親に預かっていただく子どもの数が大分県では約500人いるんですが、その3分の1を里親に委託しようと。そして残りの3分の2は児童養護施設をできるだけ施設内で小規模化して、家庭的な雰囲気にする、それが小規模グループケアという形態です。それから児童養護施設が民家を借り上げて、その小規模な児童養護施設で生活しているという、いずれも特定の大人と親子関係に近い形にすることを進めていましたので、それぞれ里親に3分の1、小規模化された養護施設に3分の1、残りが従来型と3分の1ずつシェアすることを当時は考えていました。

ところが今回、国の方針で、里親委託率を未就学児については75%まで引き上げるという、かなりショッキングな目標が示されました。直ちにそれを大分県で実現するのはなかなか難しいかなとは思いますが、やっぱり里親養育の有用性は大分県でも実証できているので、進めていく方向になるのかなと思います。

**猿渡委員** あわせて、一時保護の関係と児童相談所のことですけれども、この資料に児童相談所の強化とあります。これまでも人数を増やしてきましたが、今はニーズが高まっており、さらなる強化が必要ではないかと思います。

それと、その一時保護の状況がどうなのか、足りないとか、大変だという状況があるのではないかなと思うんですけど、その辺の状況について教えてください。

**藤丸こども・家庭支援課長** まず、児童相談所の体制強化ですが、これまでも増大する虐待対応件数に応じて体制を強化しています。国が昨年末にプランを示しており、2022年にどのくらいかということで、今は人口4万人当たり児童福祉司が一人という体制ですが、それを3年後の2022年には人口3万人に一人の割合に加えて、児童虐待への相談対応件数に応じた配置をするという案を示しています。ですから、それに向けて、引き続き体制整備が必要かなと思っています。

それから一時保護所ですが、今、中央児童相談所の定員は22名となっています。時期的に増減はありますが、児童相談所にある一時保護所と、それから施設や里親に一時保護を委託しながら、適切に一時保護ができるよう対応しているところです。

**猿渡委員** それは足りないのではないんですか。  
**藤丸こども・家庭支援課長** 足りないよりも、その子の特性を見ながら、一時保護所で保護するのがいいのか、児童養護施設や里親で保護するのがいいのかを判断しながら対応しているところです。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、最後に⑩について説明をお願いします。

**福祉保健企画課長** 委員会資料の13ページ、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）の制定について説明します。

まず、1 無料低額宿泊所についてですが、社会福祉法に基づき、生活保護受給者など生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設です。

次に、2 条例制定の背景ですが、社会福祉法の改正に伴い、居住するにあたって十分なスペースを提供しないことや、本人の同意に基づかず生活保護費から施設利用料を徴収することを防ぐなど、法令上の規制が強化されました。法改正の主な内容については、（1）の事前届出制の導入や、（2）の設備や運営に関する最低基準の創設などですが、最低基準については、都道府県条例で定めなければならないことから、今般、新たに条例を制定するものです。

なお、県内の対象施設は、3のとおり、現在、4施設となっています。

最後に、4 今後のスケジュール（案）ですが、条例案の議決後、事業者等に周知するため、本年12月の第4回定例会に条例案を上程し、来年4月に条例施行したいと考えています。

**森委員長** 以上で説明は終わりました。これよ

り質疑に入ります。質疑はありませんか。

**猿渡委員** 県下で定員が50人のようですが、今の入所状況はどうなんでしょう。

**幸福社保健企画課長** 8月現在ですが、全体としては41名の方が入居されていると伺っています。

**猿渡委員** それぞれの施設の内訳は。

**幸福社保健企画課長** 太陽住宅ですと27名の定員と同数です。ときわ荘については8名のうち7名、けいせんプラザが4名、くすのきハウスについては3名となっています。

**猿渡委員** これは一定期間、ここにいてということなんですか。すみません、ちょっと勉強不足で、具体的なことを教えてください。

**幸福社保健企画課長** 期間的には、あくまでも一時的な居場所として施設の提供をしているので、そういった観点から、住居等が固まった場合は退所していただくことになっています。

**森委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**一丸医療政策課長** 別でお配りした資料1枚、表裏両面になっている資料があるかと思います。再編統合の必要性があるとして公表された公立・公的医療機関等に係る対応について説明します。

厚生労働省において、先週9月26日に開催された第24回地域医療構想に関するワーキンググループにおいて、全国1,455の公立・公的医療機関等のうち、再編統合の必要性について特に議論が必要な医療機関として、全国で424の医療機関名が公表されました。本県では公立・公的医療機関等の20病院のうち、1のとおり、杵築市立山香病院、臼杵医師会立コスモス病院、竹田医師会病院の3病院が公表されたところです。

2の公表した理由ですが、厚生労働省が全ての医療機関の診療実績データを分析して、①がん、②心疾患、③脳卒中、④救急、⑤小児、⑥周産期の六つの領域で診療実績が少なかったり、

類似の診療実績がある医療機関が近隣にあると整理された公立・公的医療機関等について、その機能が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているかという検証を求めるというものです。

3の今後の県の対応ですが、今回の公表は、厚生労働省から判断の根拠とした詳細なデータが示されていないまま行われたものであり、当該医療機関が担っている地域の実情や医療需要の動向を踏まえて、今後、当該医療機関に期待される役割など、地域でしか分からない事項などを補いながら、地域の関係者とともに慎重に協議していきたいと考えているところです。

**森委員長** ありがとうございます。この件に関して御質疑等はありませんか。

**猿渡委員** 突然の公表に、現場の病院や自治体からは、現場の実情を知ってるのかという声もあがってるし、ぜひ見に来てもらいたいとおっしゃっているので、私たちが国会議員と一緒に現場に行って、実情を聞かせてもらったり、見せてもらったりしたいなと思っています。この問題で、県としては、どう受け止めているのか、また今後どのようにしようと考えているのか。地域の皆さんにとっても非常に関心の高い問題だし、それぞれの自治体ともよく連携して、実情を聞きながら対応していかないといけないし、ぜひ守ってもらいたいと思うんですが、どのように考えているんでしょうか。

**一丸医療政策課長** 今、猿渡委員がおっしゃったとおりだと思うんですが、実のところまだ詳細なデータが示されていないことや、そのデータに基づいてどういう分析をして、どう評価されたのかということもまだ見えていません。そういったデータを詳細に分析した上で、該当の医療機関、あるいは地域の方々とお話ししながら対応していくことになると思います。厚労省の分析だけでは、まだ見えていない部分もあると思うので、その地域でしか分からない事情など、よく意見を聞きながら慎重に対応していきたいと思っています。

**森委員長** よろしいですか。それでは、そのほか、何かありませんか。

**一丸医療政策課長** さきほどの濱田委員からの御質問に対して、取り急ぎ報告します。

全国の看護師養成学校ですが、国立が42校あります。学校数ですので複数ある都道府県もあります。公立の看護学校が、看護大学とか看護学校が49校あります。大分には国立の大分大学と公立の看護科学大学、両方があることになりましたが、全国で見ると、この国立、公立いずれもないところは栃木県のみです。ほかはいずれか、あるいは両方の看護師養成学校があるという状況です。ちなみに私立の学校は172校あります。

**森委員長** そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかにないようですので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

**森委員長** それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**森委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

そのほか、この際何かありませんか。

**猿渡委員** 前回の定例会の最終日に初めて委員長報告を聞いたんですけれども、別府市議会では、委員長報告で審議の内容をある程度、かいつまんで紹介しながら委員長報告をしていました。一方で県議会では、賛成多数で可決しましたという結果のみの報告で、これでいいのかなと、私は正直思いました。それを聞いた県民の中には、何の審議も質問もなく可決したのかなと受け取られる方もいるんじゃないかという思いもあります。せっかくいろんな審議がされているので、簡潔でいいと思うんですけれども、こんな質問があって、こういう回答があつてと

いった審議内容の経過報告的なものがあつていいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

**森委員長** 委員長報告の現状について事務局に説明させます。

**事務局** まず委員長報告を行う際は、審査又は調査の終わった案件のみを議題とし、簡潔に報告するのが先例ですが、委員間協議の上で合意形成が図られた場合は、委員長報告で意見を付すことも可能です。直近の事例では、平成28年第3回定例会の文教警察委員長報告において、別府警察署におけるビデオカメラ設置事案について意見を付したのがあります。

なお、議案の賛否については、委員長報告終了後の討論の場で、全ての議員に賛否を表明できる機会を設けているところです。

**猿渡委員** 委員会の会議録も県のホームページで開いて見ることができますよね。せっかくそこまでオープンにしているので、やっぱりより開かれた場である本会議の場で、こういう質問と答弁があつてといった程度の委員長報告があれば、興味があるところに関しては、その委員会の議事録を見る方も増えていくんじゃないかなと思うんですね。開かれた県議会が求められている時代だと思います。市議会や国会の方が市民の関心は高く、県議会はなかなか関心が薄いように感じていますので、目を向けていただくためにも、私はぜひ、早急じゃなくても結構ですので、今後、ほかの委員会ともよく協議して検討していただければと思います。

**森委員長** 貴重な御意見ありがとうございます。委員長連絡調整会議の場で、私から提案してみたいと考えています。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**森委員長** ほかにないようですので、これで委員会を終わります。お疲れさまでした。